
世羅町 子ども・子育て支援 事業計画

～つながりあい・笑顔あふれる・せらの子育て～



平成27年3月
世羅町

はじめに

少子高齢化による家族形態の変化を伴って人口減少が進行し、子ども・子育てを取り巻く環境も、就労の多様化、地域でのつながりの希薄化などから、多くの子育て家庭で子育ての孤立感や不安、負担感を感じており、多様な子育てニーズへの対応と内容の充実が求められています。



こうした中、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から新たな子育て支援の仕組みとして、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て新制度」がスタートすることになりました。

本町においても、次代を担う子どもたちを地域全体で支えるため、これまでの「世羅町次世代育成支援対策行動計画」を検証し、子育て世代の支援ニーズに応えるべく平成27年度から5年を一期とする「世羅町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

明日の世羅を担う子どもたちの健やかな成長を願うとともに、本計画の基本理念のとおり、町民の皆様とともに楽しくつながりあい、支えあうことで町の子どもたちの将来が笑顔に輝くよう、各種の施策をさらに推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「世羅町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、子ども・子育て支援に関するニーズ調査などにご協力いただきました町民の皆様、関係機関の皆様に心からお礼申しあげます。

平成27年3月

世羅町長 奥田 正和

目 次

第1章 計画策定の概要

1	計画の背景と趣旨	1
2	子ども・子育て支援新制度の概要	2
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	5
5	策定の方法	6
6	計画の基本的な視点	7

第2章 世羅町の子どもを取り巻く現状

1	人口構成	9
2	家庭の状況	11
3	就業の状況	16

第3章 次世代育成支援対策後期行動計画の取組と評価

1	「地域における子育ての支援」についての主な取組と評価	19
2	「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」についての主な取組と評価	27
3	「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」についての主な取組と評価	32
4	「子育てを支援する生活環境の整備」についての主な取組と評価	35
5	「職業生活と家庭生活との両立の推進」についての主な取組と評価	37
6	「子ども等の安全の確保」についての主な取組と評価	38
7	「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」についての主な取組と評価	39

第4章 計画の基本理念と方向性

1	基本理念	41
2	基本目標	41
3	施策の体系	43

第5章 施策の展開

基本目標 1	すべての子どもが健やかに育つための環境づくり	45
基本目標 2	保護者等の主体的な子育てを支えるしくみづくり	52
基本目標 3	地域の子育て力向上への体制づくり	60
基本目標 4	子どもの教育・保育環境づくり	64
基本目標 5	仕事と子育てを両立させる社会づくり	70

第6章 量の見込みと確保の内容

1	提供区域の設定	75
2	教育・保育の量の見込みと確保方策	75
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	77
4	幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進	85

第7章 計画の推進

1	推進体制	87
2	計画推進に向けた地域一体となった取組	87

資料

1	世羅町子ども・子育て会議	89
2	計画策定の経過	95

第1章 計画策定の概要



せら坊©世羅町

第1章 計画策定の概要

1 計画の背景と趣旨

本町においては、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく、「世羅町次世代育成支援対策後期行動計画」を策定し、家庭、地域、行政がそれぞれの立場から子育てを考え、協力しあい、支援しあう、輝く世羅を目指し、子どもの成長、子育てへの支援に関する様々な施策に取り組んできました。

国においては、平成元年の合計特殊出生率*のいわゆる「1.57ショック」を契機として、出生率の低下と子どもの数の減少を重要な課題として、様々な少子化対策に取り組み、平成15年には、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。

しかし、少子化は依然として進行しており、急速な少子高齢化の進行は、就労人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力の低下など、社会経済への深刻な影響が懸念されています。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化などの社会環境が変化する中、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感を多くの子育て家庭が感じていることなどの問題が生じています。そのような問題に対応するため、すべての子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法*」が制定され、平成27年度より「子ども・子育て支援新制度」が開始されることに伴い、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとされています。

このような状況を受け、本町においても、次代の世羅町を担う子どもの健やかな成長のために、子どもの育ちと子育てを、地域社会全体で支援していくことが必要です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、子ども・子育て支援のための取組を総合的に推進するために、「世羅町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

用語解説

* 合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。1人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。

* 子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律を総称したもの

2 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て支援新制度とは

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことといいます。

(2) 主なポイント

新制度では、住民に最も近い市町村が実施主体とされ、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、保育所（園）などの整備を計画的に進めることとされています。

ポイント1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所（園）のいいところを一つにして、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる「認定こども園」の普及を進めるなど、質の高い教育・保育を提供します。

ポイント2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

待機児童解消のため、認定こども園、保育所（園）等を計画的に整備するとともに、少人数の子どもを預かる小規模保育や、家庭的保育（保育ママ）等に対する新たな財政支援を行い、保育の受け入れ人数を増やします。

また、教育・保育の利用にあたっては、市町から支給認定を受ける必要があります。

支給認定区分	年齢	対象	利用できる施設
1号認定	3～5歳	幼児教育を希望する児童	幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳	保育を必要とする児童	保育所（園） 認定こども園
3号認定	0～2歳		保育所（園） 認定こども園 小規模保育等

ポイント3 地域の子ども・子育て支援の充実

共働き家庭だけではなく、全ての子育て家庭を支援する仕組みです。地域の実情に応じた様々な子育て支援の充実を図ります。

新制度に位置づけられる給付・事業は以下の通りです。

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
＜給付の対象＝教育・保育施設＞
 - ・認定こども園
 - ・幼稚園
 - ・保育所（定員20人以上）
- 地域型保育給付
＜給付の対象＝地域型保育事業＞
 - ・小規模保育事業（定員6人～19人）
 - ・家庭的保育事業（定員5人以下）
 - ・事業所内保育事業
 - ・居宅訪問型保育事業
- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑤ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業（時間外保育事業）
- ⑩ 病児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（3）子ども・子育て会議の設置

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の施策プロセスなどに参画・関与する仕組みとして、子ども・子育て会議を設置することが努力義務とされています。

本町においても、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関して調査審議するため、世羅町子ども・子育て会議を設置しています。

3 計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画にあたります。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

- 本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項において規定されている市町村行動計画にあたります。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

- 本計画は、上位計画である世羅町長期総合計画の部分計画と位置づけるとともに、町内の関係計画や広島県子ども・子育て支援事業計画との整合性を図り策定しました。

世羅町長期総合計画

世羅町子ども・子育て支援事業計画



世羅町健康増進計画

世羅町障害者基本計画及び障害福祉計画

世羅町食育推進計画

世羅町男女共同参画プラン

世羅町教育プラン

など

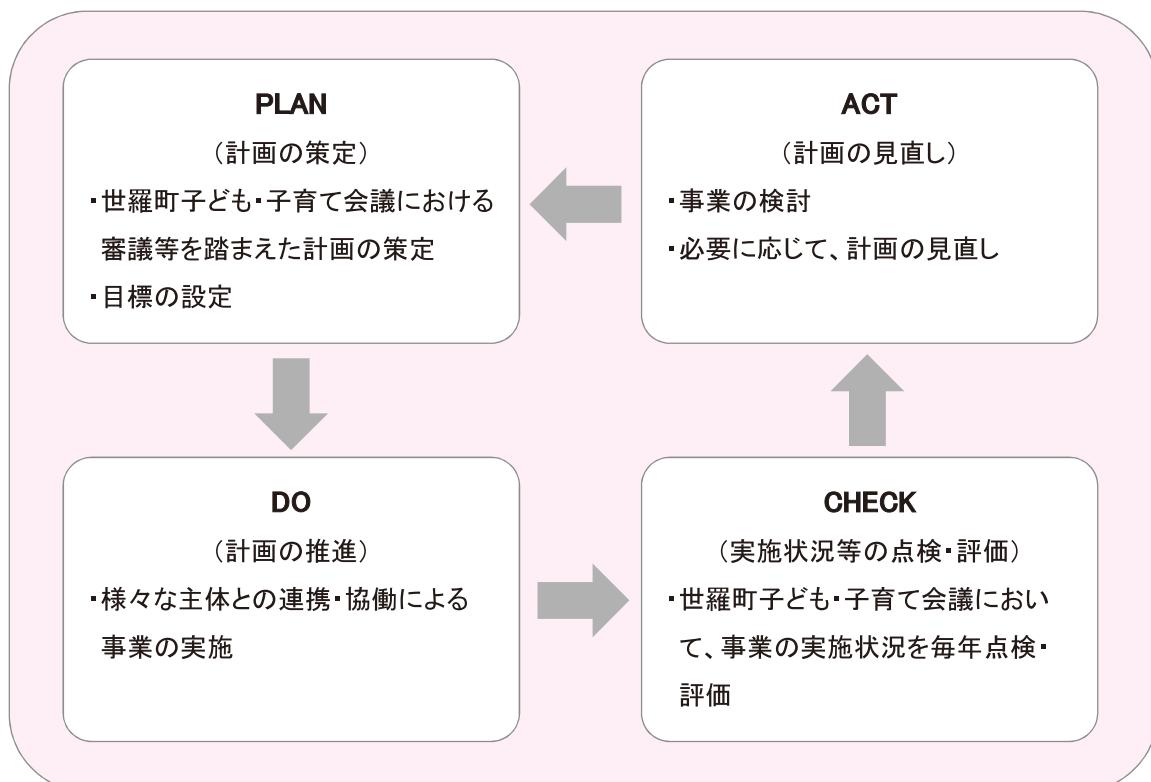
4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間を一期として推進します。なお、計画は5年を一期とされていることから、平成31年度中に第1期計画の見直しを行い、平成32年度を始期とする第2期計画を策定します。

また、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本町の状況などに対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
第1期世羅町子ども・子育て支援事業計画									
				見直し					
第2期計画期間									

【P D C A サイクル】



5 策定の方法

(1) 策定体制

本計画を策定するにあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と住民の声が十分に反映されることを目的に、住民代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者、医療関係者などで構成される「世羅町子ども・子育て会議」において、計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

計画の策定にあたっては、住民の子育て意識や実態を把握するため、就学前児童・小学校児童の保護者のニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

対象	世羅町内に在住の就学前児童及び小学校児童がいる世帯		
抽出方法	無作為抽出法		
調査方法	<p>① 就学前児童の保護者 (ア) 保育所(園)、幼稚園に通う児童…保育所(園)、幼稚園を通じて配付・回収 (イ) 保育所(園)、幼稚園を利用していない児童…郵送配付・郵送回収</p> <p>②小学校児童の保護者 小学校を通じて配付・回収</p>		
対象数	就学前児童 526 票	小学校児童 585 票	
有効回答数	就学前児童 393 票	小学校児童 518 票	
有効回収率	就学前児童 74.7%	小学校児童 88.5%	



6 計画の基本的な視点

計画の策定にあたっては、次の基本的な視点を持って進めます。

視点1 子どもの最善の利益を実現する視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現されるよう配慮すること。
子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組を重要と考えること。

視点2 次代の親づくりという視点

子どもは、世羅町の未来を築く存在であり、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を行うこと。

視点3 子ども・子育て支援を安定的に提供する視点

子どもの成長における乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を安定的に提供すること。

また、妊娠・出産期から、学童期、青少年期も含め、子どものすべての発達段階に応じて、切れ目なく、地域における多様な子育て支援を提供すること。

視点4 社会全体による支援の視点

国や地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働により対策を進めること。

視点5 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現すること。

子育てをする保護者自らの創意工夫により、地域の実情に応じた展開を図ること。

視点6 すべての子どもと家庭への支援の視点

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭を対象として推進すること。

社会的養護体制について質、量ともに整備を進め、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点からも取り組むこと。

視点7 地域における社会資源の効果的活用の視点

地域の様々な社会資源を充分かつ効果的に活用すること。

各種公共施設の活用を図ること。

視点8 地域の特性の視点

都市部と中山間地域の相違を始め、産業構造、社会資源の状況、文化など地域の特性は様々なものがあり、地域の特性を踏まえて主体的な取組を進めること。

第2章 世羅町の子どもを取り巻く現状



せら坊©世羅町

第2章 世羅町の子どもを取り巻く現状

1 人口構成

- 国勢調査による人口は減少傾向にあります。
- 国勢調査による平成22年の14歳以下の年少人口は1,972人であり、平成2年と比較すると46.7%減少しており、少子化の進行が表れています。

【年齢3階級別人口・構成比の推移】

単位：人

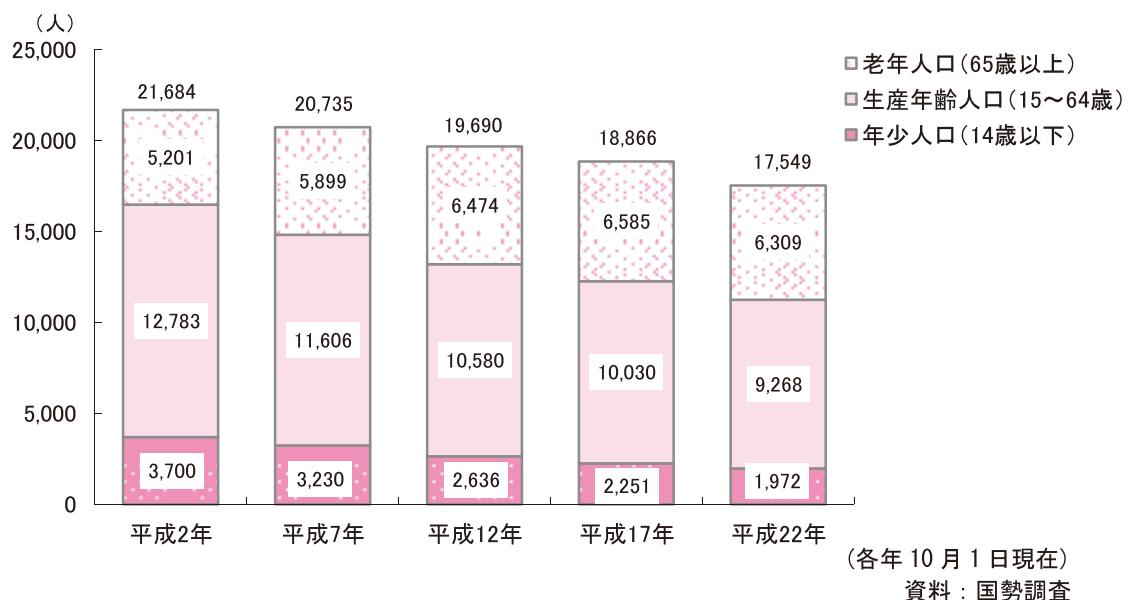
区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	21,684	20,735	19,690	18,866	17,549
年少人口 (14歳以下)	3,700 17.1%	3,230 15.6%	2,636 13.4%	2,251 11.9%	1,972 11.2%
生産年齢人口 (15~64歳)	12,783 59.0%	11,606 56.0%	10,580 53.7%	10,030 53.2%	9,268 52.8%
老人人口 (65歳以上)	5,201 24.0%	5,899 28.4%	6,474 32.9%	6,585 34.9%	6,309 36.0%

注) 下段は総人口に占める割合

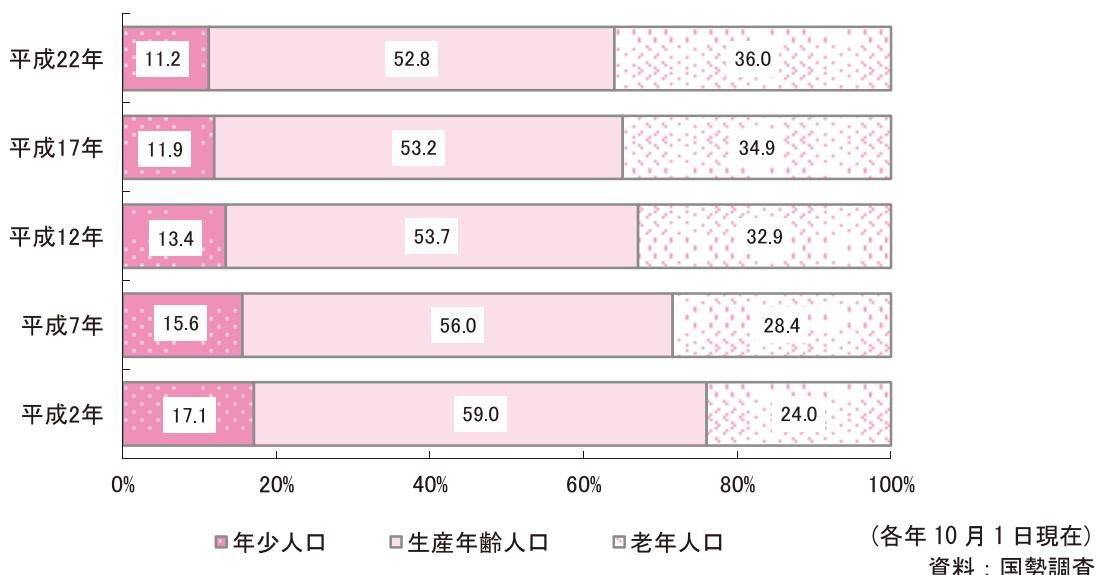
(各年10月1日現在)

資料：国勢調査

【年齢3階級別人口の推移】

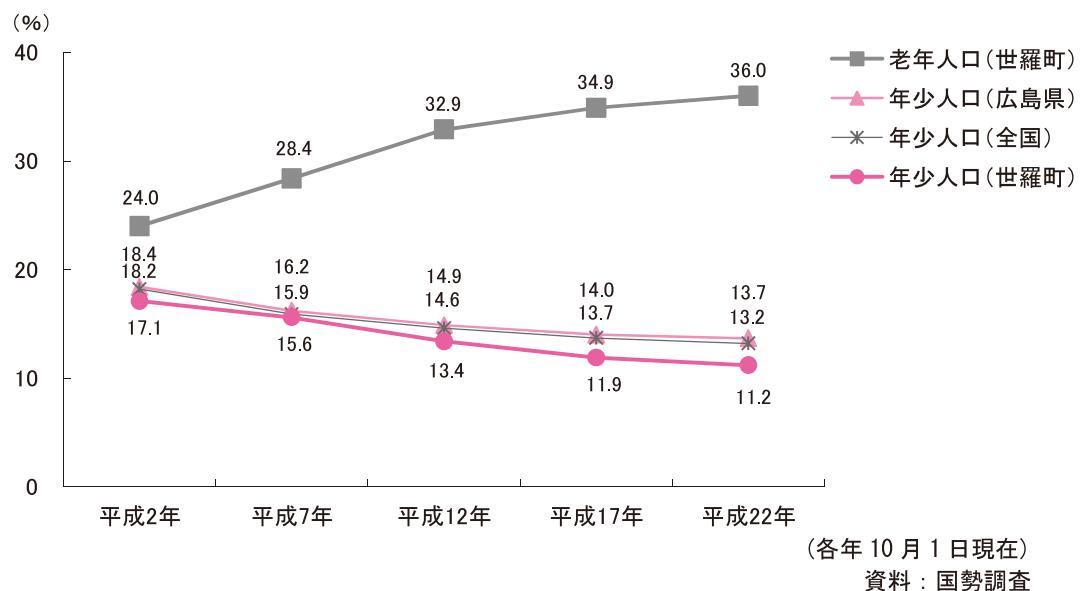


【年齢3階級別人口割合の推移】



- 年少人口割合は、全国、県よりも低い値で推移しており、低下傾向にあります。

【老人人口及び年少人口割合の推移（全国・広島県との比較）】



2 家庭の状況

(1) 世帯の推移

- 国勢調査による家族類型別的一般世帯数は、単独世帯と核家族世帯が大きく増加しています。
- その他の親族世帯は減少傾向にあり、平成 22 年の一般世帯数全体に占める割合は 23.6% であり、平成 2 年と比較すると大きく低下しています。

【家族類型別一般世帯数の推移】

単位：世帯

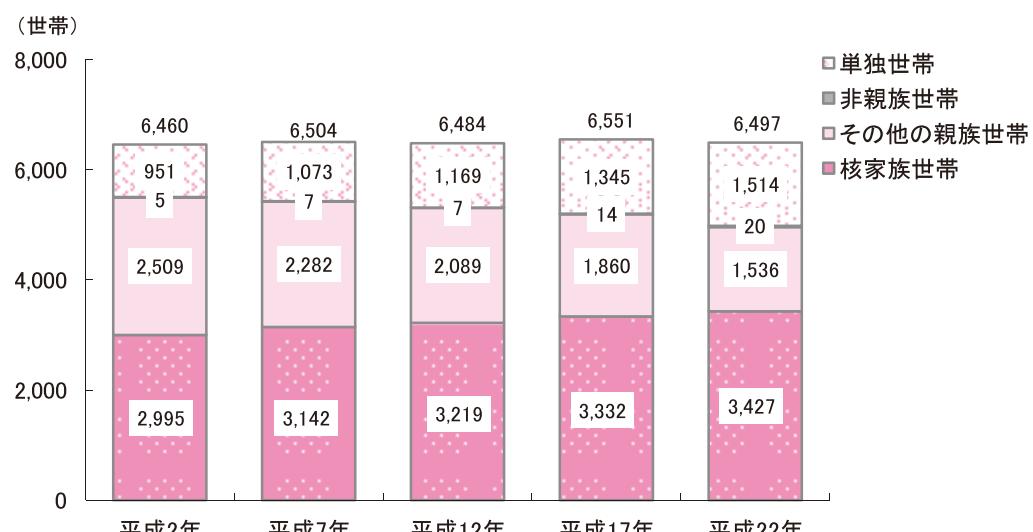
区分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯	6,460	6,504	6,484	6,551	6,497
親族世帯	2,995	3,142	3,219	3,332	3,427
	46.4%	48.3%	49.6%	50.9%	52.7%
その他の親族世帯	2,509	2,282	2,089	1,860	1,536
非親族世帯	5	7	7	14	20
単独世帯	951	1,073	1,169	1,345	1,514
	14.7%	16.5%	18.0%	20.5%	23.3%

注) 下段は、一般世帯数に占める割合

(各年 10 月 1 日現在)

資料：国勢調査

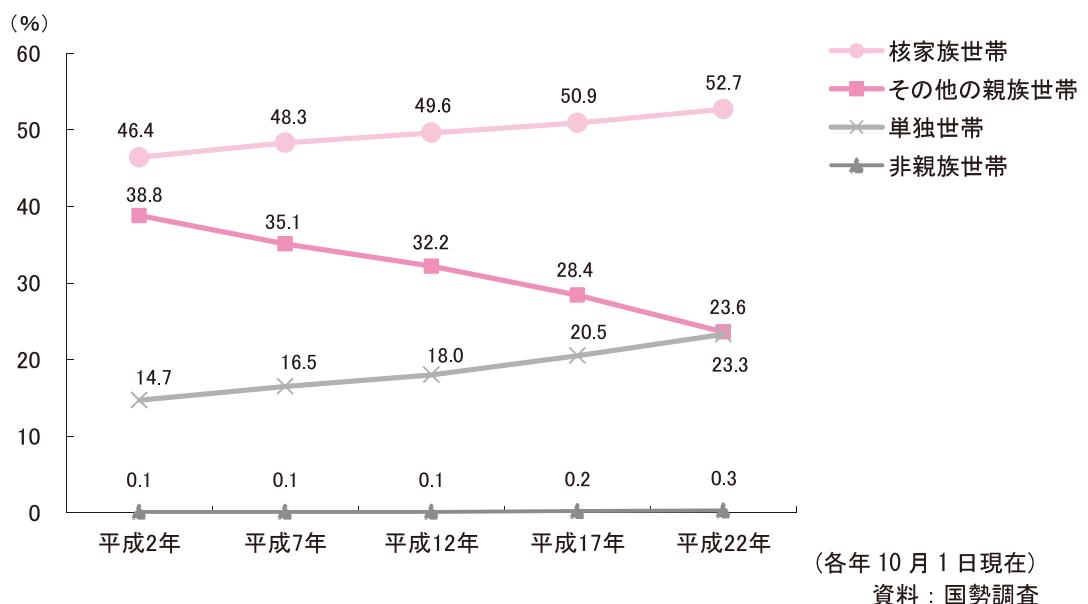
【家族類型別一般世帯数の推移】



(各年 10 月 1 日現在)

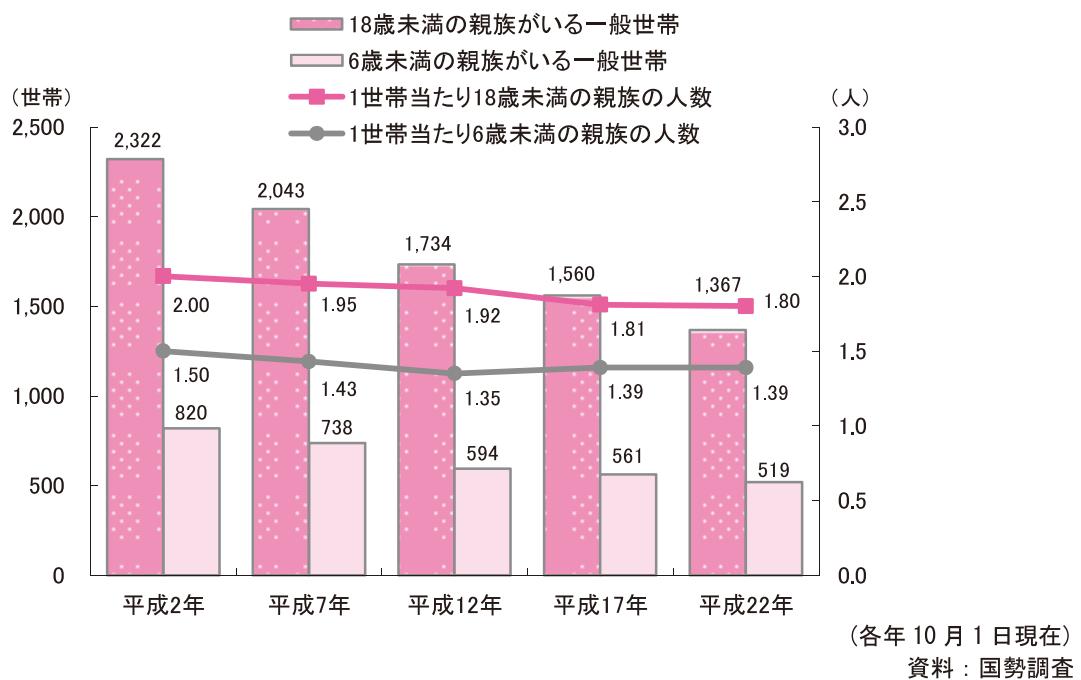
資料：国勢調査

【家族類型別一般世帯割合の推移】



- 6歳未満・18歳未満の親族がいる一般世帯数は減少しています。

【6歳未満・18歳未満の親族がいる一般世帯数の推移】

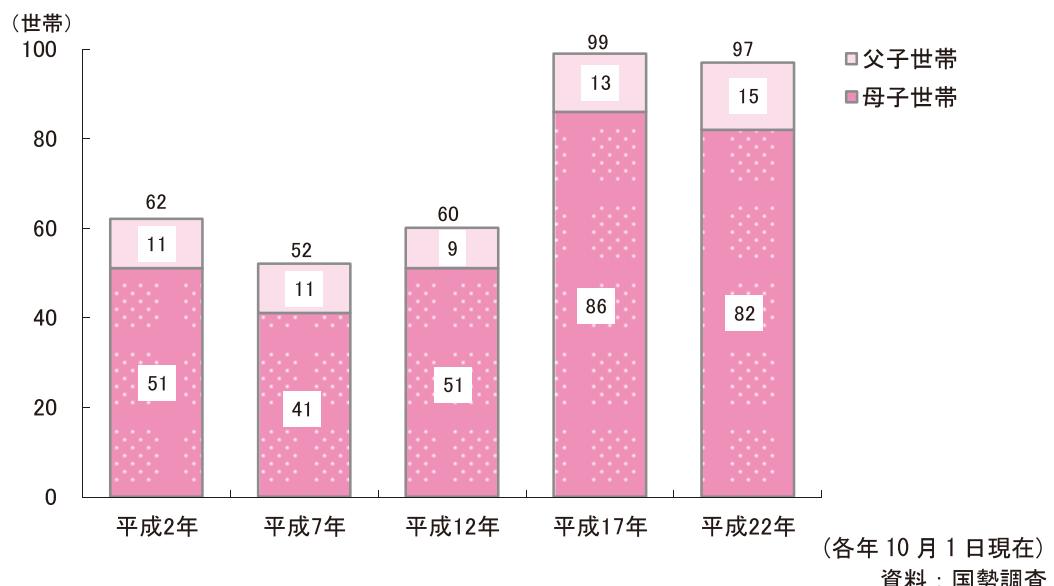


世帯の家族類型

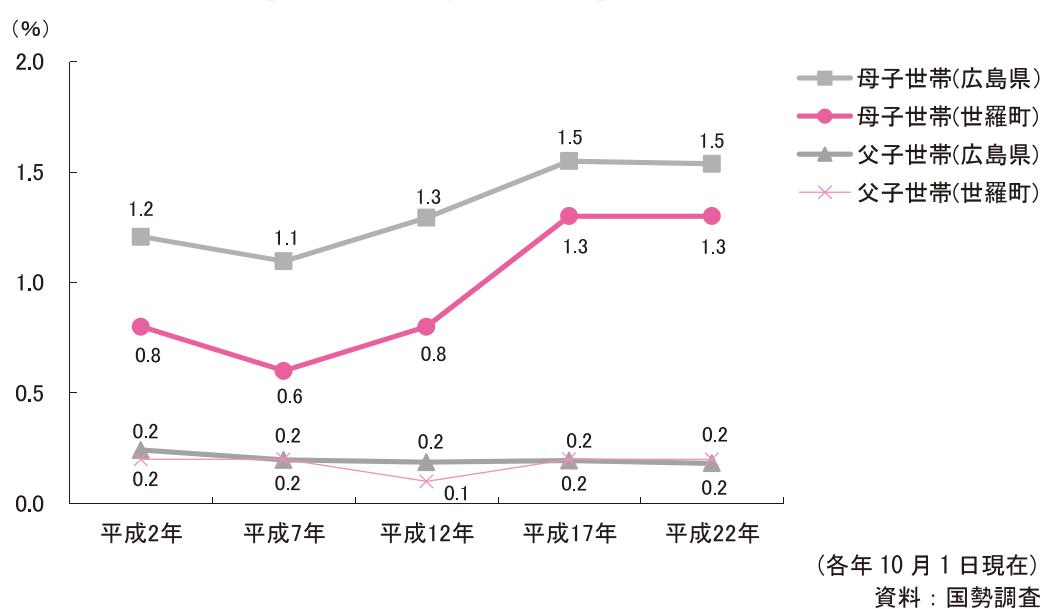
- 一般世帯** : 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者(施設等の世帯を含まない)
- 単独世帯** : 世帯員が1人の世帯
- 核家族世帯** : 夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚の子どもから成る世帯(男親と未婚の子どもから成る世帯、女親と未婚の子どもから成る世帯も含む)
- その他の親族世帯** : 2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいる世帯で核家族でない世帯
- 非親族世帯** : 2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいない世帯

- 母子・父子世帯数は増加しており、平成12年と比較すると、平成22年は61.7%増加しています。

【母子・父子世帯数の推移】



【母子・父子世帯割合の推移】



(2) 出生の動向

- 出生数は減少傾向にありましたが、平成25年は102人であり、前年より9人増加しています。
- 合計特殊出生率は全国よりもやや高い値で推移しており、平成25年は1.43となっています。

【出生数の推移】

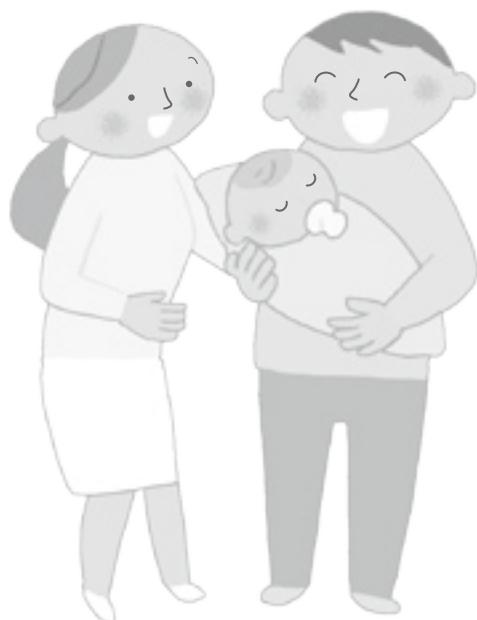
区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生数(人)	132	134	116	115	114	102	102	93	102

資料：世羅町

【合計特殊出生率の推移】

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
世羅町	1.64	1.71	1.53	1.54	1.28	1.43
広島県	1.45	1.47	1.55	1.53	1.54	1.57
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43

資料：広島県人口動態統計年報



(3) 婚姻の動向

- 国勢調査による未婚率は、20歳から39歳まで、男女ともにいずれの年齢層も上昇しています。
- 未婚率は、男女ともに、30~34歳で平成22年と平成12年を比較すると、6ポイント以上上昇しており、女性35~39歳では10ポイント以上上昇しています。

【未婚率の推移】

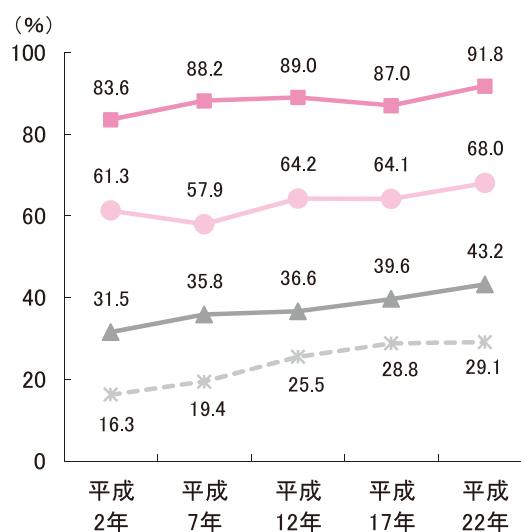
区分	年齢	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
男 性	20~24歳	83.6%	88.2%	89.0%	87.0%	91.8%
	25~29歳	61.3%	57.9%	64.2%	64.1%	68.0%
	30~34歳	31.5%	35.8%	36.6%	39.1%	43.2%
	35~39歳	16.3%	19.4%	25.5%	28.8%	29.1%
女 性	20~24歳	69.1%	71.8%	78.3%	75.2%	79.8%
	25~29歳	27.4%	31.0%	40.6%	43.6%	48.1%
	30~34歳	7.0%	7.6%	19.1%	23.2%	25.3%
	35~39歳	3.5%	4.3%	5.5%	13.7%	18.1%

(各年10月1日現在)

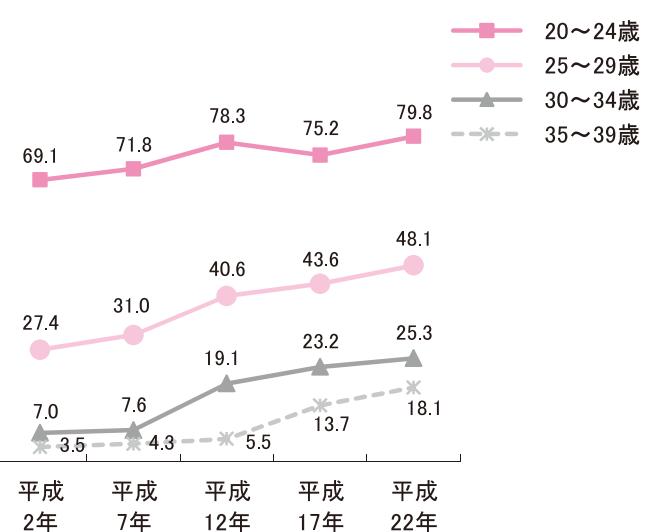
資料：国勢調査

【未婚率の推移】

(男性)



(女性)



(各年10月1日現在)

資料：国勢調査

3 就業の状況

(1) 産業構造

- 産業別就業者数の割合の推移を見ると、第1次産業の割合はやや減少傾向にあり、平成2年は27.7%でしたが、平成22年は23.4%となっています。
- 第2次産業の割合も減少傾向にあり、平成2年は35.1%でしたが、平成22年は21.2%となっています。
- 第3次産業の割合は平成2年の37.1%から、平成22年の50.2%と、増加傾向にあります。

【産業別就業者数の推移】

単位：人

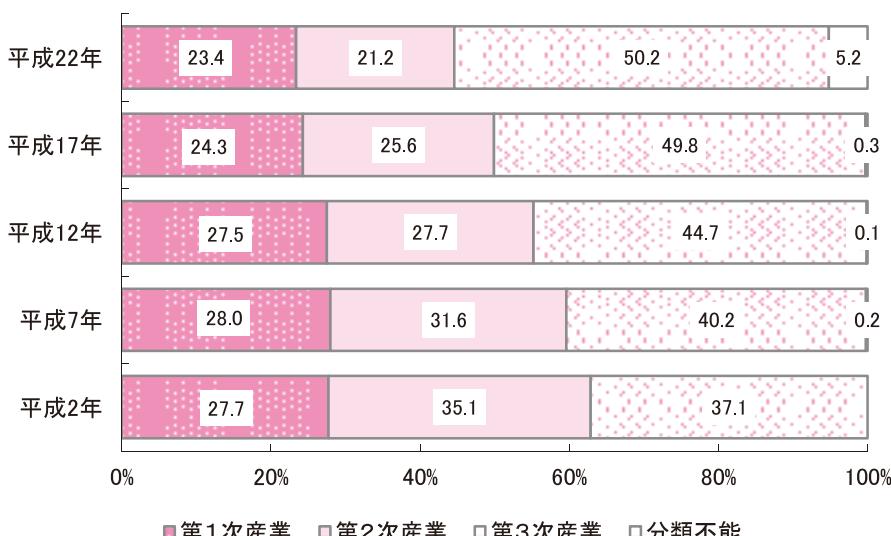
区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第1次産業	3,448 27.7%	3,279 28.0%	2,976 27.5%	2,318 24.3%	2,021 23.4%
第2次産業	4,368 35.1%	3,700 31.6%	2,993 27.7%	2,442 25.6%	1,835 21.2%
第3次産業	4,608 37.1%	4,710 40.2%	4,833 44.7%	4,755 49.8%	4,341 50.2%
分類不能	5 0.0%	27 0.2%	16 0.1%	25 0.3%	454 5.2%

注) 下段は、就業者数に占める割合

(各年10月1日現在)

資料：国勢調査

【産業別就業者割合の推移】



(各年10月1日現在)

資料：国勢調査

(2) 女性の労働力率

- 平成22年の国勢調査による本町の女性の年齢別労働力率は、20～24歳では79.8%であるのに対し、25歳～29歳では74.4%、30～34歳では73.7%に落ち込み、35～39歳では79.4%、40歳～44歳では82.8%に上昇するM字曲線を示しています。
- M字曲線は、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落ついて就労する女性の様子を反映していることが考えられます。
- また、平成12年と平成22年を比較すると、30～34歳の労働力率はやや低下しているものの、35～39歳の労働力率は上昇しています。

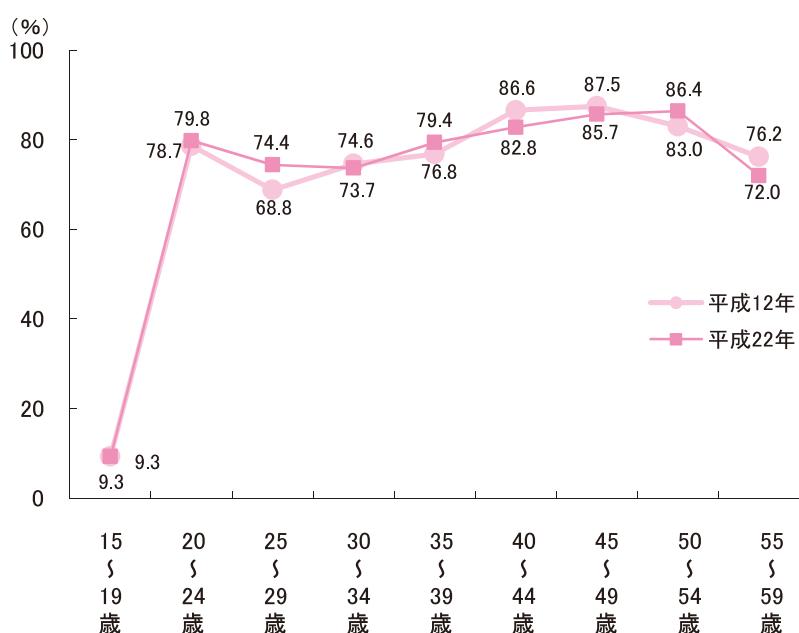
【女性の労働力率の推移】

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年 (広島県)	平成22年 (全国)
15～19歳	5.2%	7.6%	9.3%	11.8%	9.3%	14.5%	14.9%
20～24歳	74.4%	73.4%	78.7%	73.6%	79.8%	67.8%	66.0%
25～29歳	59.4%	63.4%	68.8%	70.4%	74.4%	72.7%	72.4%
30～34歳	72.3%	62.7%	74.6%	72.1%	73.7%	65.1%	64.7%
35～39歳	83.4%	82.7%	76.8%	80.1%	79.4%	66.2%	64.0%
40～44歳	89.8%	86.8%	86.6%	86.2%	82.8%	71.8%	68.4%
45～49歳	89.0%	85.7%	87.5%	89.4%	85.7%	75.4%	72.2%
50～54歳	83.8%	80.9%	83.0%	81.2%	86.4%	72.9%	70.5%
55～59歳	78.5%	75.0%	76.2%	74.3%	72.0%	63.2%	61.8%

(各年10月1日現在)

資料：国勢調査

【女性の労働力率（平成12年・平成22年）】



(各年10月1日現在)

資料：国勢調査

第3章 次世代育成支援対策後期 行動計画の取組と評価



せら坊©世羅町

第3章 次世代育成支援対策後期行動計画の取組と評価

1 「地域における子育ての支援」についての主な取組と評価

目標事業量と達成状況

取組内容		指標	平成21年度実績	平成25年度直近実績	平成26年度目標値	評価
1	子育て支援拠点事業	箇所数	2か所	2か所	継続	◎
2	マイ保育所登録数	%	—	81.7% (134件)	在宅子育て家庭児童数の50%の登録	◎
3	子育て講座の開催	回数	5回／年	8回／年	5回以上／年	◎
4	子育て情報誌の発信	—	せらっ子・らっこ毎月発行	継続	毎月発行の継続	◎
5	療育支援事業 (親子教室)	回数	1回／月	17回／年	2回／月	○
6	子育てイベント	回数	1回／年	2回／年	1回以上／年	◎
7	子育てガイドブック	—	—	転入、妊娠、出産の際に配布中ホームページ掲載	平成22年度中に発行・配布 毎年修正・追加	◎
8	ファミリー・サポート・センター	実施箇所数	箇所数	1か所	1か所	継続
		提供会員数	会員数	98人	112人	150人
		依頼会員数	会員数	66人	75人	100人
9	保育実施箇所数	箇所数	7か所	6か所	7か所	△
10	幼稚園実施箇所数	箇所数	2か所	2か所	2か所	◎
11	延長保育	実施箇所数	箇所数	1か所	1か所	3か所
		年間平均利用者数	人数	1~2人	16人	40人
		延長時間	時間	19:00まで (世羅めぐみ保育園)	19:30まで	△
12	一時預かり保育	箇所数	7か所	6か所	全保育所(園)	○
		件数	763件	1,329件	900件	○
13	病児・病後児保育	箇所数	0か所	0か所	1か所	×
14	障害児保育	箇所数	7か所	全保育所(園)	全保育所(園)	◎
15	乳児保育	箇所数	1か所	1か所	3か所	○
		定員数	9人	12人	18人	○
16	休日保育	箇所数	0か所	0か所	1か所	×
17	放課後児童クラブ	箇所数	3か所	3か所	4か所	○
		受入人数	甲山小学校区20人 太田小学校区40人 せらにし小学校区10人	すべての小学校で実施	統合後すべての小学校で実施	○
18	放課後子ども教室	箇所数	0か所	4か所	13か所	○

【達成状況】 ◎=達成 ○=未達成だが、プラス方向 △=未達成だが、継続 ×=未達成

重点施策1の目標事業量は、18事業中、8事業（44.4%）が達成、6事業（33.3%）が未達成ですが実績はプラス方向へ伸び、2事業（11.1%）が未達成ですがこれまでの事業を継続実施、2事業（11.1%）が未達成でした。

未達成の事業については、保育所は1か所が閉所、一時預かり保育は保育所の閉所により実施箇所数が減少、病児・病後児保育、休日保育は未実施となっています。

新計画において、子育て家庭のニーズを的確に把握し、目標事業量を見直し、充実を図る必要があります。

主な取組

(1) 子育て支援のネットワークづくり

- 町子育て支援センターが中心となり、各保育所に設置されている6か所の地域型子育て支援センターと協議の場を設けるなど連携を図り、子育てに関する情報共有・提供を行いました。

[子育て支援センター協議実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施回数	回	10	11	12	10

- 子育て支援センター相談員、母子保健推進員、社会福祉協議会のアドバイザーなど地域の子育て支援の関係者が連携を図り、様々な施策に取り組みました。

(2) 地域における子育て支援事業の充実

- 身近な相談場所として保育所に登録する「マイ保育所登録制度」を実施し、子育て相談や個々に応じた支援やサービスを行いました。訪問などにより事業の周知を行い、平成25年度には在宅児童の8割以上が登録しています。

[マイ保育所登録制度登録状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録者数	人	-	165	137	134

- 「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会が主催し、親の力を育む子育て講座を実施しました。

[子育て講座の実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施回数	回	3	4	7	8

- 子育て情報誌「せらっ子・らっこ」の月1回の発行や町広報、kidsメールサービスなどを通じて、子育てに関する情報提供を行いました。

[情報提供の状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
情報誌「せらっ子・らっこ」発行回数	回	12	12	12	12
kidsメールサービス登録者数	人	111	144	153	183

- 「子育てガイドブック」を作成し、主に転入時や妊娠・母子手帳交付時に配布してきました。
- 各保育所の地域型子育て支援センターにおいて、子育てに関する不安など多種多様な相談への対応、不安を訴える家庭への訪問を実施しました。また、子育て広場を週1回から3回程度開催しています。

[子育て広場の開催状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子育て広場開催日数	日	303	354	254	249

- 療育支援事業（親子教室）では、療育機関との連携を図りながら、親子の関わりや遊びを中心とした教室を開催し、「ゆったり会」は月1回、「赤ちゃん教室」は平成25年度から開始し、2か月に1回開催しています。

[療育支援事業の実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
親子教室 ゆったり会	回	12	12	12	12
親子教室 赤ちゃん教室	回	-	-	-	5

- ファミリー・サポート・センターを町内1か所で継続して設置し、依頼会員が必要な支援を受けることができるよう、アドバイザー（社会福祉協議会）との連携を密にし、支援方法について協議してきました。利用件数は増加していますが、提供会員・依頼会員ともに伸びていない状況です。

[ファミリー・サポート・センター実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
依頼会員数	人	58	48	56	61
提供会員数	人	95	90	98	98
両方会員数	人	5	10	11	14
調整利用件数	件	297	202	197	362

(3) 保育サービスの充実

- 通常保育について、保育所5か所(分園含む)、認定こども園1か所で実施しました。
- 延長保育について、前期計画に引き続き1か所で19時までの延長保育を実施しました。
- 一時預かり保育について、6か所の保育所(園)で実施しました。
- 病児・病後児保育については実施できません。
- 障害児保育について、全保育所(園)において、障害の状況や発達に応じて、集団保育が可能な児童を柔軟に受け入れており、介助員等を配置して一人ひとりの発達に応じた保育に努めています。
- 乳児保育について、前期計画に引き続き1か所で行い、6か月からの受け入れを3か月からの受け入れに拡充しました。
- 休日保育については実施できません。

[保育サービスの実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
通常保育	箇所数	7	6	6	6
	定員数	475	390	375	375
	在園児童数	356	351	363	360
延長保育	箇所数	1	1	1	1
一時預かり保育	箇所数	7	6	6	6
	延実施件数	1,400	1,093	678	1,329
病児・病後児保育	箇所数	未実施	未実施	未実施	未実施
障害児保育	箇所数	全保育所(園)	全保育所(園)	全保育所(園)	全保育所(園)
乳児保育	箇所数	1	1	1	1
	定員数	9	9	9	9
	在園児童数	11	15	12	12
休日保育	箇所数	未実施	未実施	未実施	未実施

(4) 児童健全育成の推進

- 放課後児童クラブは甲山・世羅・せらにし小学校区に設置され、小学1年生から3年生の児童を預かり、就労している保護者の仕事と子育ての両立支援を行いました。せらひがし小学校区では、平成23年度から平成24年度にかけて保護者運営で実施しましたが、現時点では実施できません。利用児童数は年々増加しています。

[放課後児童クラブの実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数	箇所数	3	3	3	3
利用児童数	人	75	95	98	121

- 平成23年度より、子どもの安全で健やかな成長のための居場所づくりとして、地域の人の参画により、一部の小学校区で放課後子ども教室を実施しました。

[放課後子ども教室の実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
教室数	教室	0	1	2	4
実施回数	回	0	4	7	13
延参加者数	人	0	120	147	439

- 子ども会の育成を図ってきましたが、子どもの減少により、子ども会の存続が困難となり、統合・廃止が進んでいます。また、地元振興会等の構成部会として移行するケースが多く、子ども会への加入は減少してきています。

[子ども会の状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
単位子ども会数	団体	69	42	42	41
地区子ども会数	地区	13	12	11	10
構成員数(加入者数)	人	306	297	213	159

- ブックスタート事業を実施し、満1歳の誕生日に合わせて、絵本を1冊贈呈しました。

[ブックスタートの実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
絵本の受取率	%	87	84	81	83

(5) 子どもに関する制度・給付事業

- 児童手当の支給やひとり親家庭、障害のある子どもがいる家庭への手当の支給、家賃、保育料、医療費の助成など、経済的負担の軽減を図るための取組を行いました。
- 平成23年度から、子育て支援と町外からの定住促進を図るため、保育所（園）、幼稚園の保育料の半額を助成しています。

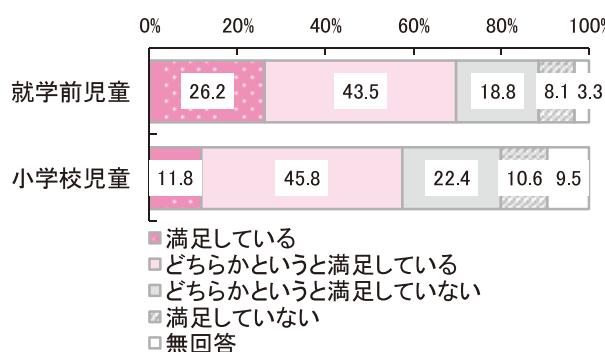
[児童手当・医療費助成の支給状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児童手当(子ども手当) 支給延児童数	人	17,872	17,809	20,337	19,913
乳幼児医療費支給制度 支給児童数	人	794	803	780	655

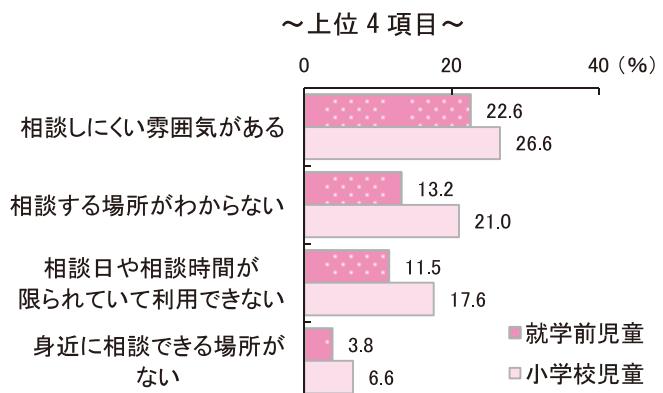
評価

- 「マイ保育所登録制度」や地域子育て支援センターによる相談事業などにより、子育て家庭が身近に感じ、利用しやすい相談体制の充実を図り、アンケート結果による相談体制への満足度も就学前児童では約7割と高い評価となっています。また、評価しない理由として、相談しにくいことや場所がわからないことがあがっていることから、窓口の周知を図るとともに、利用につながっていない子育て家庭への声かけなど、今後も充実を図る必要があります。小学校児童での満足度についても、5割を超えていますが、今後もより一層小学校就学後の子どもや保護者への相談体制の充実を図る必要があります。

【相談体制の満足度】

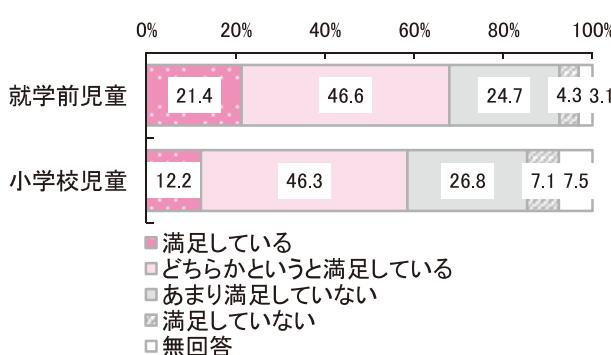


【相談体制について感じていること】

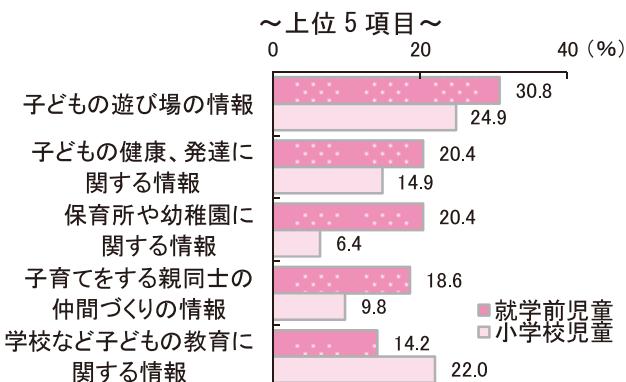


- 子育て情報誌「せらっ子・らっこ」やkidsメールサービス、子育てハンドブックの配布や地域子育て支援センターなどを通じて、子育てに関する情報提供を行い、アンケート結果による情報提供への満足度も、就学前児童では6割を超えて高くなっています。一方で、十分でない情報として、子どもの遊び場や子どもの健康や発達に関する情報があがっています。これまでの提供方法の情報内容や利用のしやすさを検討し、必要な情報が確実に伝わる提供体制の充実を図る必要があります。

【情報提供の満足度】

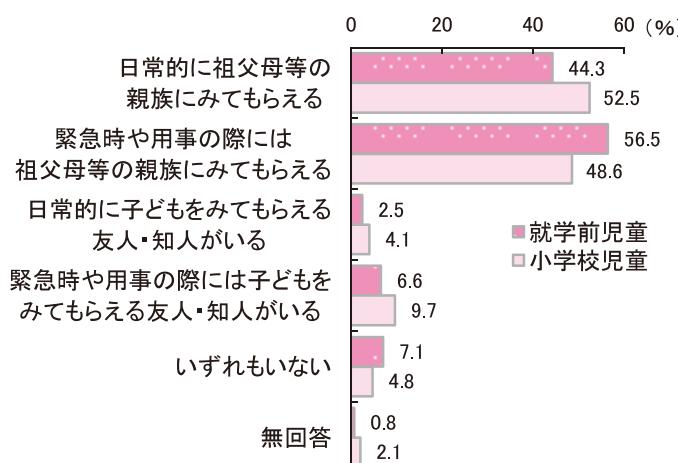


【情報提供で十分でないもの】

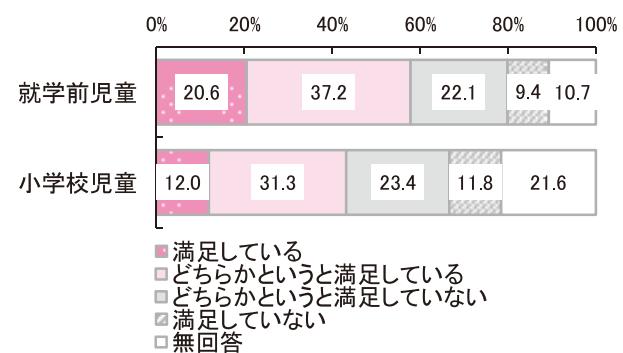


- アンケート結果では、就学前児童の家庭で7.1%が子どもをみてもらえる親族や知人がいないと回答しており、一時的な保育事業への評価は、定期的な保育事業への評価よりも低くなっています。一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業により、一時的に子どもを見ることが困難な場合や、保護者のリフレッシュのための支援を行ってきましたが、ファミリー・サポート・センターの会員数が伸びていない状況があります。また、一時預かり事業について、急な場合でも預けることができる体制への要望があがっています。今後も必要な家庭が利用できるよう、利用しやすい体制を整備するとともに、事業の周知を図る必要があります。

【子どもをみてもらえる親族・知人の有無】



【一時的な保育事業の満足度】



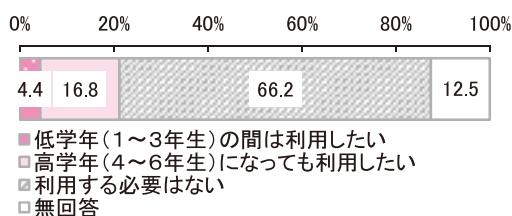
- 保育サービスについて、通常保育のニーズに対して十分な提供体制が整備されている状況であり、待機児童はいません。アンケート結果では、定期的な保育サービスに関して評価する割合は高くなっています。一方で、延長保育、乳児保育は限られた保育所（園）での実施であり、病児・病後児保育、休日保育は実施できていない状況です。保護者の就労形態は多様化しており、保育へのニーズも多様化していることから、様々な形態の保育の拡充を図る必要があります。

【定期的な保育事業の満足度】



- 放課後児童クラブはせらひがし小学校区以外で実施しています。また、アンケート結果による利用ニーズは高くなっています。制度の改正により、高学年への対応が必要となります。高まるニーズに対応するため、既存のクラブの拡充を図るとともに、せらひがし小学校区において整備する必要があります。

【放課後児童クラブの平日の利用希望】



- 保育所（園）、幼稚園の保育料の半額を助成することについての子育て家庭の認知度、利用意向はともに高く、子育てに関する費用の負担の軽減として大きな支援となっています。子育て家庭の負担感や不安感を軽減し、楽しい子育てができるよう、町の子育て支援施策の充実を図るとともに、地域の子育て支援関係者が連携を強化し、地域が一体となって、親の成長を支援する必要があります。



2 「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」についての主な取組と評価

目標事業量と達成状況

取組内容		指標	平成21年度実績	平成25年度直近実績	平成26年度目標値	評価
1	食育に関する人の割合の増加	%	保育所(園)の保護者 84% 一般 66%	91%	90%以上	◎
2	朝食を必ず食べる人の割合の増加	%	保育所(園)児 95% 小学校3年生 94% 小学校6年生 88% 中学生 89% 高校生 80%	保育所(園)児 98% 小学校3年生 96% 小学校6年生 91% 中学生 88% 高校生 85%	保育所(園)児 100% 小中学生 95%以上 高校生 90%以上	○
3	学校給食で使用する地元野菜使用率(品目)の割合の増加	%	世羅学校給食センター 8.6% せらにし学校給食センター 15.5%	世羅 67% せらにし 68%	30%以上	◎
4	乳幼児健康診査	3~4か月児健診	受診率	91.7%	95.0%	95%
		10~11か月児健診	受診率		93.9%	
		1歳6か月児健診	受診率	89.9%	89.9%	95%
		3歳児健診	受診率	95.0%	95.0%	95%
5	赤ちゃん訪問	実施率	100%	100%	100%	◎
6	健診後の事後相談	回数	5回／年	12回／年	10回／年	◎

【達成状況】 ◎=達成 ○=未達成だが、プラス方向 △=未達成だが、継続 ×=未達成

重点施策2の目標事業量は、6事業中、4事業（66.7%）が達成、2事業（33.3%）が未達成ですが実績はプラス方向へ伸びています。

乳幼児健康診査の受診率は、3~4か月児健診、3歳児健診については達成していますが、10~11か月児健診、1歳6か月児健診については未達成となっています。特に1歳6か月児健診の受診率は上昇していません。

朝食を必ず食べる子どもの割合は、小学校3年生は目標値を達成、保育所（園）児、小学校6年生、高校生は目標値に達成していないが上昇しています。

多くの児童の保護者が、子どもの健康や発達に関する不安を持っていることから、新計画においても、子どもと保護者の心身の健康への支援をさらに充実する必要があります。

主な取組

(1) 食育の推進

- 世羅町食育推進計画に基づき、「たすきでつなぐ世羅の食」事業を推進し、食育の啓発や地産地消の意識、生産者に対する感謝の心が生まれました。

[食育の啓発の実施状況]

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ケーブル TV「Let's ファミリー クッキング」	回	-	3	12	6
ヘルスサポートー21 教室	回	3	3	3	3
マックスバリュ世羅店 食育 体験学習会	回	-	2	2	1
食育フェスタ	回	-	1	1	1
「たすきでつなぐ世羅の食」事業	回	-	-	-	12

- 乳幼児健康診査の場で管理栄養士が栄養指導を行い、健康管理や離乳食などの指導を行い、子どもの食事に関する不安を軽減し、相談の場の周知を図りました。

[乳幼児を持つ保護者への食育推進の状況]

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乳幼児健診 栄養指導数	人	481	384	387	412
離乳食教室	回	-	6	6	6
マタニティ教室	回	-	2	3	3

- 親子クッキング教室などを実施しました。親子で料理の楽しさを学ぶとともに、保護者同士の情報交換やつながりが生まれるだけでなく、親子のふれあいの場となっています。

[クッキング教室の実施状況]

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
お母さんたちの料理教室	回	3	3	3	2
ファミリークッキング	回	2	2	4	3

(2) 健診及び相談支援の充実と母親の健康確保

- 妊婦健康診査補助券などの交付により、妊娠中からの母体の健康管理を支援しました。また、里帰り出産を希望される方にも対応できるよう、県外での受診についても補助を実施しました。

[妊婦健康診査の実施状況]

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦健診補助券	件	1,193	1,190	1,089	1,097
子宮頸がん検診受診券	人	99	96	91	105
クラミジア検査券	人	-	93	88	88
妊婦歯科検診	人	-	-	-	36

- 妊娠届出時に妊娠中の不安を相談する場を設置し、来所、電話相談の他、希望者には家庭訪問を行い、妊娠、出産、育児に対する不安の軽減を図ってきました。

[妊娠中の相談の状況]

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦家庭訪問	件	2	0	11	6
マタニティ教室 開催回数	回	-	2	3	3
マタニティ教室 参加状況	人	-	7	19	18

- 乳幼児健康診査の実施により、乳幼児の疾病等の早期発見・予防や保護者への育児支援を行いました。ほぼ 90%以上と高い受診率を維持してきました。

[乳幼児健康診査の実施状況]

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
3~4 か月児健診	%	96.6	94.9	92.5	95.0
10~11 か月児健診	%	95.8	92.1	96.2	93.9
1 歳 6 か月児健診	%	92.5	96.6	92.8	89.9
3 歳児健診	%	96.5	87.2	94.7	95.0
乳児健康診査医療機関委託	件	112	93	61	90
新生児聴覚検査医療機関委託	件	79	69	58	73

- 健診後に、臨床心理士による相談を月 1 回実施するとともに、発達支援の必要な乳幼児を対象として親子教室、赤ちゃん教室を開催してきました。

[事後相談の実施状況]

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事後相談	回	12	12	12	12
児童 実人数	人	28	42	60	62
その他(保護者、保育士) 実人数	人	50	97	122	140

- 保健師と子育て支援センター相談員が連携して訪問指導を行う「こんにちは赤ちゃん事業」を実施し、妊娠中からの子育ての不安の解消や孤立化を防ぎ、親子の健康状態や養育環境の把握・助言、子育てに関する情報提供を行ってきました。

[こんにちは赤ちゃん事業の実施状況]

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乳児訪問 延件数	延件数	144	132	135	180
	新生児訪問	延件数	38	26	40
	4か月まで訪問	延件数	68	79	49
	その他の乳児訪問	延件数	21	17	29
	未熟児 新生児訪問	延件数	3	3	8
	未熟児 4か月まで訪問	延件数	14	7	9

(3) 思春期保健対策の充実

- 各学校では、様々な教材を活用して性教育を実施し、町内 3 中学校において、保健体育の授業と連携し、性と生についての講演会を開催しました。

[性の健康教育講演会の実施状況]

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開催回数	回	-	-	-	3
生徒参加者数	人	-	-	-	125
保護者参加者数	人	-	-	-	24

(4) 小児医療の充実等

- 中学生までの医療費の助成、ひとり親家庭、障害のある子どもがいる家庭への医療費の助成など、経済的負担の軽減を図るための取組を行ってきました。

[医療費助成の支給状況]

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乳幼児医療費支給制度 支給児童数	人	794	803	780	655
児童医療費支給制度 支給児童数	人	1,127	1,218	1,225	1,272

- 不妊治療費支援事業として、不妊治療費の補助を平成 25 年度から実施し、治療費の負担軽減に努めてきました。

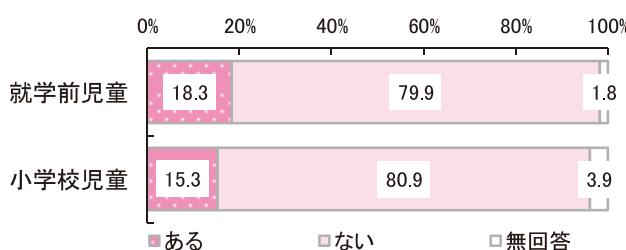
[不妊治療費補助の実施状況]

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
県への申請件数	件	12	16	14	16
世羅町への申請件数	件	-	-	-	12

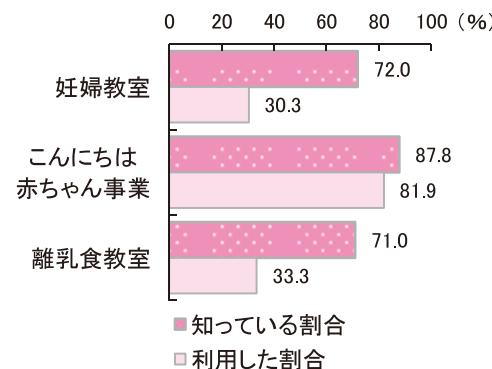
評価

- アンケート結果では、就学前児童の18.3%、小学校児童の15.3%が子どもの健康や発達、障害について不安があると回答しています。また、子どもの健康や発達に関する情報へのニーズも高くなっています。

【健康や発達に関する不安の有無】



【事業の認知度・利用状況】



- 妊娠・出産期の母親への健診の実施や相談、訪問などの取組を行い、育児に関する負担や不安の軽減を図ってきていますが、今後は、家庭における支えあいにつながるよう、父親や家族への啓発や情報提供も含めて充実を図る必要があります。
- 乳幼児健康診査の受診率は、10～11か月児健診、1歳6か月児健診については目標値に達しておらず、特に1歳6か月児健診の受診率は上昇していません。今後も、子育て家庭の育児への負担や不安感を軽減するため、また、養育支援が必要な家庭を的確に把握するため、受診率の向上を図るとともに乳幼児健康診査未受診者への細やかな対応を行っていく必要があります。
- こにちは赤ちゃん事業は、月齢が低い子どもの全家庭を訪問し、必要な情報の提供や相談を行うことで、その後の必要なサービスの利用や育児不安の軽減を図るなど、重要な役割を担っています。
- 子どもの発達に不安を持つ保護者は多く、また、発達支援が必要な子どもが増加していることから、今後も療育支援事業の受け入れ体制の充実を図るとともに、対応する職員や支援員等の資質の向上を図る必要があります。



3 「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」についての主な取組と評価

主な取組

(1) 学校統合による教育環境の整備

- 平成23年4月から、町内の小学校を4校に統合し、これに伴う教職員の充実や教育設備等環境の充実を図りました。

(2) 子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発の推進

- 中学2年生を対象として、「せらゆめトライアル・ウィーク（職場体験学習）」を実施し、将来希望する職業として保育士・幼稚園教諭を選んだ生徒に対して、乳幼児とのふれあいの機会を設け、命の尊さや子どもを生み育てることの大切さを考える機会となりました。

[中学生と乳幼児のふれあい事業の実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
せらゆめトライアル・ウィーク (中学2年生)	人	13	13	13	13
手作りおもちゃ交流 (中学3年生)	人	70	70	70	70

- 高校生インターンシップでは、保育所（園）への職場体験を通じて、乳幼児とのふれあいの機会を設けました。

(3) 若年者の不安定就労の対策

- 体験活動（職場体験）やボランティア活動、ふれあい活動などを通して、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させ、将来の社会的自立、職業的自立の基盤となる資質、能力、態度の育成を図りました。

(4) 子どもの生きる力の育成

- 保育所（園）・幼稚園・認定こども園において、就学前の教育力向上にむけて、職員間の意思統一を図り、保護者・各機関と連携し、一人ひとりを大切にする心を育てる保育の推進に努めました。また、各種研修受講後には、所内で報告を行い、情報の共有、共通認識を持てるように努めました。

[保育所における研修会等の実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
町立保育所 所内研修(職務会)	回／週	1	1	1	1
町内保育所(園)幼稚園研修会	回／年	3	2	6	6
県保育連盟主催の研修会	回／年	-	-	-	5

(5) 家庭教育の支援の充実

- 家庭教育推進協議会により、小中学校PTA、保育所（園）・幼稚園・認定こども園保護者会を対象に、講座を開催しました。

[家庭教育講座の実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
講座開催回数	回	11	19	15	15
参加者数	人	648	1,131	934	849

- ファシリテーター（進行役）を養成し、「親の力」を学びあう学習プログラムを活用した講座を実施しました。

[「親の力」を学びあう学習プログラムの実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
研修実施回数	回	1	0	0	1
ファシリテーター数	人	6	15	15	19
プログラム実施回数	回	4	11	8	5
参加者数	人	97	392	221	61

(6) 子どもの体験活動の充実

- 「郷土愛護少年団」では、小中学生を対象に、豊かな自然や多くの文化財、地域の風土など郷土の良さを教え、郷土文化・伝統への愛着を育みました。

[郷土愛護少年団の実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
講座回数	回	6	6	4	3
参加者数	人	111	132	91	56

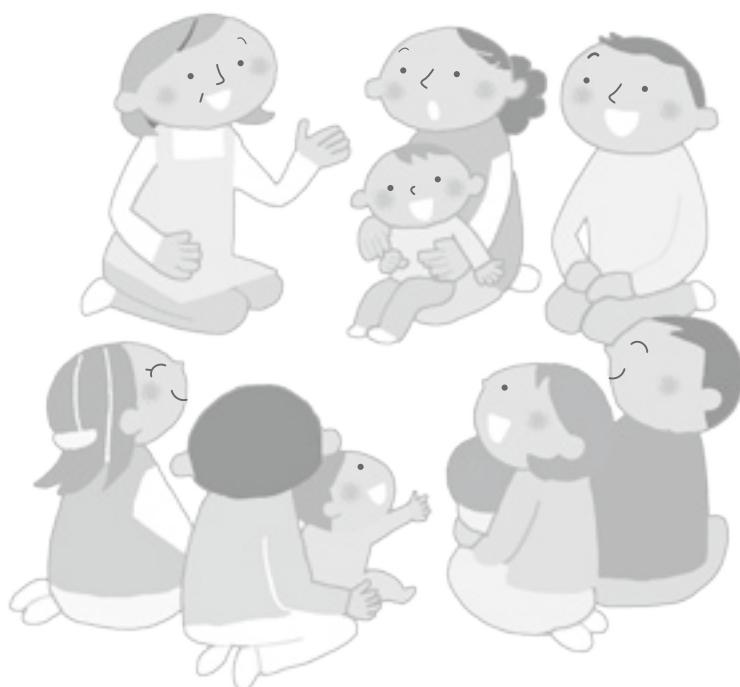
- 「大田庄歴史館講座」や「ものづくり子ども教室」などを実施し、体験活動を通して豊かな心を育みました。

[大田庄歴史館講座の実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
講座回数	回	2	2	0	1
参加者数	人	63	55	0	40

評価

- 社会情勢の変化により保護者のニーズが多様化している中、保育所（園）の教育力の向上にむけ、職員が質の高い知識を持ち、保育していくことで、保護者の支援につなげていく必要があります。
- 近年、本町においても未婚率が上昇しており、未婚化、晩婚化が少子化の一因にもなっています。若い世代が乳幼児とふれあう機会は、生命の大切さを学ぶとともに、将来の結婚や子どもを生み育てることへの意識を醸成するためにも重要な取組です。
- 育児に不安を感じる保護者が多くいることや、家庭の教育力の低下が社会的な問題となっていることから、親の成長を支援することが重要です。子育て講座や家庭教育講座を開催するなど、家庭の教育力の向上を図ってきましたが、支援が必要な保護者を含め、さらに多くの保護者が参加できるよう、保護者が必要とする内容の検討や参加のしやすさなど、事業の充実を図る必要があります。
- 相談体制への評価から、今後も、子どもや保護者の様々な悩みに対応する、身近で利用しやすい相談体制を整備する必要があります。
- 質の高い教育・保育を一体的、継続的に提供していくために、今後も保育所（園）・幼稚園、小学校の連携を強化する必要があります。



4 「子育てを支援する生活環境の整備」についての主な取組と評価

主な取組

(1) 施設整備

- さらなる町民のスポーツ・レクリエーション振興および町民の憩いの場の充実を図るため、せら文化センターに隣接する「陽だまり公園」の整備を行いました。
- 観光農園は町内に12か所あり、多くの来訪者があります。
- 「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会が中心となり、町内にある子育てに関連した施設の利用促進のため、「子育て探検マップ」を作成し、赤ちゃん訪問時などに配布しています。また、子育てイベント等でも紹介し活用しています。

(2) 働く場の環境整備

- 農業後継者の育成を図るため、Iターン、Uターン者への支援を実施しています。

(3) 医療環境整備

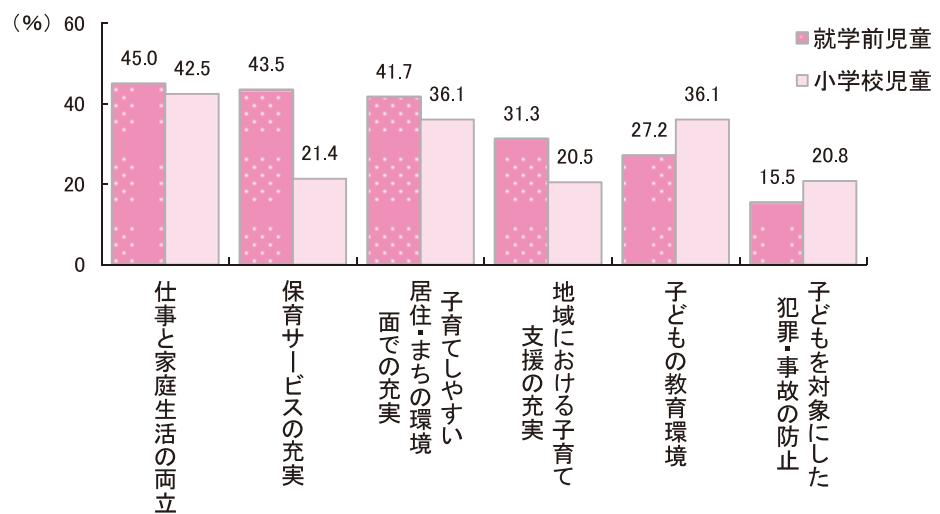
- 「公立世羅中央病院」に小児科の医師が配置され、健康保険課、子育て支援課などと連携して疾病予防事業を展開しています。
- 「公立世羅中央病院」を第2次救急の拠点病院として位置づけ、機能を充実しました。

評価

- 陽だまり公園の整備や既存施設の整備を行ってきましたが、子どもがのびのびと活動できる身近な遊び場や雨の日でも利用できる遊び場の整備へのニーズが高くなっています。既存の遊び場の充実や情報の周知を図るとともに、既存の施設と連携を図った子どもが過ごす場づくりが必要です。
- アンケート結果では、有効な支援・対策として、「子育てしやすい居住・まちの環境面での充実」が上位となっています。今後、子育て家庭が暮らしやすく、また、社会の様々な場に参加することができるよう、子ども連れの家庭が活動しやすい環境の整備が重要です。
- 働く場の確保には、企業誘致が有効ですが、現在の経済と社会情勢から、即時に実現させることは難しい現実があります。

【子育てに有効な支援・対策】

～上位 6 項目～



5 「職業生活と家庭生活との両立の推進」についての主な取組と評価

主な取組

(1) 男女共同参画社会の実現

- 職場において、男女が平等に評価されるよう、また、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、育児休業等制度の普及など労働者の子育てを支援する職場の環境づくりや働き方の見直しに向けての啓発を行いました。

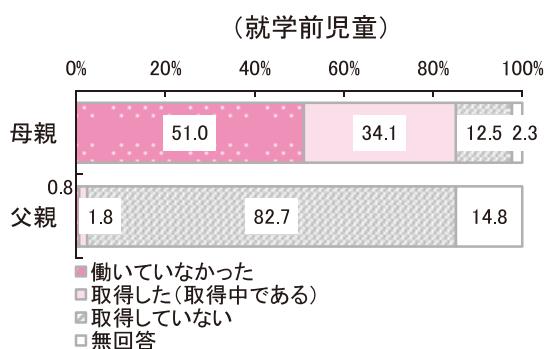
(2) 仕事と子育ての両立

- 家庭において、父親、母親が協力し合い、ともに育児や家事を担うよう、様々な事業を通じて、固定的な役割分担意識を見直す啓発を行いました。
- 6か所の保育所（園）で通常保育を実施しました。
- 3つの小学校区で放課後児童クラブを実施しました。

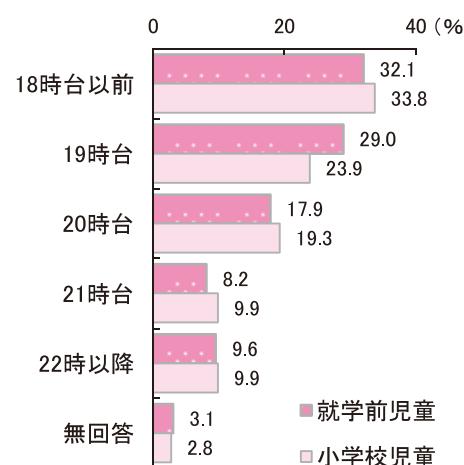
評価

- 女性が出産を機に就労を辞めざるを得ない状況をなくし、職場において男女に均等な機会が与えられるよう、引き続き事業所に向けた啓発が必要です。
- 子育てをする男女の労働者が子育てと仕事を両立できるよう、両立を支援する職場の環境づくりや、労働者の働き方の見直しを促すための啓発が必要です。
- アンケートの結果では、育児休業を取得した割合は母親が34.1%、父親が1.8%であり、父親は非常に低い状況です。また、遅い時間に帰宅する父親が多くいる結果となっています。様々な事業を通じて、父親、母親がともに子育てを行うことの重要性を啓発するとともに、仕事優先の働き方を見直すための啓発を行うことが重要です。

【育児休業取得状況】



【父親の帰宅時間】



6 「子ども等の安全の確保」についての主な取組と評価

主な取組

(1) 子どもを交通事故から守る

- 交通安全教室を開催しました。

[交通安全教室の実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交通教室(保育所、小学校)	回	30	14	11	14
交通教室(中・高等学校)	回	2	5	4	2
自転車教室(小・中学校)	回	13	8	5	5

- 交通安全のポスター掲示などによって、啓発活動を行いました。
- 保育所の交通安全クラブ「ハローシグナル」により、交通安全宣言及び交通安全パレード等の交通安全活動を行いました。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守る

- 保育所に世羅警察署の職員を招き、防犯の話を聞くとともに防犯訓練を実施しました。
- 安全安心パトロール員により、登下校時の見守りや、児童・生徒の防犯対策、交通監視など通学路での巡回も行いました。

評価

- 交通安全教室などを開催していますが、年齢が高くなるのに伴い、交通ルールの意識が薄れやすくなっているため、継続した啓発が必要です。
- 地域の見守り体制の確立、交通安全教室の実施などを行ってきましたが、今後もさらに、地域が一体となった子どもの安全を確保するための取組を推進する必要があります。



7 「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」についての主な取組と評価

主な取組

(1) 児童虐待の予防、早期発見・対応及び支援

- 世羅町要保護児童対策地域協議会での情報共有など、連携を図るとともに、年に1回実務者、代表者会議を実施し、児童虐待の早期発見・対応についての取組を進めました。

[世羅町要保護児童対策地域協議会等の実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要保護実務者会議開催	回	1	1	1	1
要保護代表者会議開催	回	1	1	1	1
個別ケース会議開催	回	7	12	22	14
研修会開催回数	回	0	1	1	1

- 各保育所（園）、幼稚園、小学校で細やかに児童を観察し、気付きがある場合は、早急に子育て支援課に連絡が入るよう、児童虐待の早期発見とネットワーク強化に努めました。

(2) ひとり親家庭等の自立支援

- ひとり親家庭の自立を支援するため、経済的支援や就労支援を行いました。

[児童扶養手当の支給状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受給者数(全部支給)	人	66	60	69	61
受給者数(一部支給)	人	76	85	74	64

[就業支援の実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
自立支援教育訓練給付金事業申請者数	人	0	0	0	2
高等職業訓練促進給付金事業申請者数	人	1	1	2	3

(3) 不登校等、児童生徒への支援

- 担任や養護教諭を中心とした取組や教育相談体制を整え、児童・生徒本人、保護者の悩み等の軽減を図り、学校へ登校できない児童・生徒を支援してきました。

(4) 障害児支援施策の充実

- 各保育所（園）では、障害の状況や発達に応じて、集団保育が可能な児童を柔軟に受け入れており、介助員等を配置して一人ひとりの発達に応じた保育に努めています。
- 児童の療育支援サービスの提供や各種助成など、障害のある子どもの生活を支援するための取組を推進してきました。

[障害児相談支援事業の実施状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
サポートファイル配布	冊	30	9	18	23
各種相談、情報提供、助言、サービス利用支援*	延件数	—	—	—	765

* 平成25年度から実施

- 「親子教室（ゆったり会）」では、発達や発育に心配のある子どもに対する相談体制の充実を図ってきており、参加者が増加しました。
- 「児童発達支援事業所すずらん」が開所し、町内で療育支援を受けることができるようになりました。

[障害児通所支援の利用状況]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間利用児童数	人	23	37	30	32

評価

- ひとり親家庭は増加傾向にあり、生活が困窮する家庭の子どもへの支援が社会的な問題となっています。今後も、ひとり親家庭の自立を促進するために、支援の充実を図る必要があります。
- 子どもの発達に不安を持つ保護者は多く、また、発達支援が必要な子どもが増加していることから、今後も事業の実施体制の充実を図るとともに、対応する職員や支援員等の資質の向上を図る必要があります。
- 全国の児童相談所における児童虐待相談件数は増加し続けており、児童虐待により子どもが死亡する深刻なケースもあります。訪問事業や相談事業、子育て支援センターなど本町が取り組む様々な事業が連携を図り、養育支援が必要な家庭を早期に発見し、地域の子育て支援につなげることにより、虐待の予防につなげる必要があります。

第4章 計画の基本理念と方向性



せら坊©世羅町

第4章 計画の基本理念と方向性

1 基本理念

少子化の急速な進行、家族形態の変化、地域のつながりの希薄化、情報化の進展など、子育てや子どもを取り巻く社会の環境は大きく変化しており、多くの子育て家庭が子育ての孤立感や負担感を感じていること、家庭や地域の養育力が低下していること、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していることなどが問題となっています。

明日の世羅を担うすべての子どもたちが健やかに成長するとともに、親も子育てを喜び、楽しみ、ともに成長できるよう、地域みんなで子育てを支え、子どもの笑顔が輝く、元気な世羅をつくります。

キャッチフレーズ

つながりあい・笑顔あふれる・せらの子育て

2 基本目標

(1) すべての子どもが健やかに育つための環境づくり

子どもが健やかに成長できるよう、すべての子どもと親へ、妊娠・出産期からの切れ目ない支援が重要です。

母親や子どもの健康づくりへの支援、食育の推進、医療体制の充実、子どもの健康や発達に対する不安や負担を軽減するための相談・情報提供の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の自立への支援、障害がある子どもや家庭への療育、在宅支援、教育支援体制の充実を図ります。

（2）保護者等の主体的な子育てを支えるしくみづくり

子育ての第一義的な責任は親やその他の保護者にあります。

親が主体的に子育てについての責任を果たすことができるよう、子育て支援センターの機能や一時的な保育などを利用しながら、子育てに関する経済的負担の軽減、相談・情報提供体制の充実を図ります。

また、親の子育て力の向上を支援するため、学習の機会を提供するとともに、子育てをする親同士がつながり、子育てに関しての情報を交換したり、子育てについて一緒に考え、助け合ったりできる場の提供や活動の支援を行います。

（3）地域の子育て力向上への体制づくり

親が子どもの成長を喜び、楽しく子育てができるよう、地域が寄り添い、子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげ支えることが重要です。

地域の子育てにかかわる機関や団体が連携を図り、一体となって地域の子どもの育ちや子育てを支援する体制を強化するとともに、地域で子どもを見守る環境づくりを進めます。

（4）子どもの教育・保育環境づくり

次代の世羅を担う子どもたちが、夢と希望を持って自立し、成長する地域の環境が重要です。

発達の段階に応じた適切で質の高い就学前の教育・保育を提供するとともに、自ら考え、判断し、行動する「生きる力」を育むことができる教育環境の充実や、不登校児童・生徒への支援の充実を図ります。

また、子どもが地域で学ぶことができるよう、地域の様々な活動と連携を図り、体験活動や交流活動の機会や場の提供の充実を図るとともに、次代の親となる子どもが、子どもを生み、育てることや命の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。

（5）仕事と子育てを両立させる社会づくり

男女ともに子育てと生活をバランスよく両立できるよう、高まるニーズに対応した多様な保育サービスや放課後児童クラブの充実を図るとともに、父親、母親がともに子育てや家事の責任を担い、家族がお互いを尊重し合う家庭を築けるよう、男女共同参画に関する啓発を推進します。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現を地域社会全体の運動として推進していくため、その意義や働き方の見直しについて、個人、事業主、地域など、広く周知を図るとともに、子育て家庭を支える職場環境づくりを進めるための働きかけを行います。

3 施策の体系



第5章 施策の展開



せら坊©世羅町

第5章 施策の展開

基本目標1 すべての子どもが健やかに育つための環境づくり

基本施策1-1 子どもと母親の健康づくりの支援の充実

(1) 食育の推進

乳幼児期から望ましい食習慣を身につけ、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの成長に応じた食育を推進します。

項目	事業内容
たすきでつなぐ世羅の食育の推進 (健康保険課)	世羅町食育推進計画に基づき、住民一人ひとりからまわりの人へ、高齢者から子どもたちへ、生産者から消費者へ、料理する人から食べる人へ、様々な場面で「食育のたすき」をつなげ、食育を推進します。
食育の啓発 (健康保険課・子育て支援課)	食に対して興味を持ち、料理をする楽しさを知ったり、料理ができる子どもを育てるため、料理教室やファミリーフェス夕、食育フェスタ、ケーブルテレビ「Let's ファミリークッキング」などを通じ、町の管理栄養士を中心に、食育に関する啓発を推進します。 また、共食*や家庭の味の重要性を啓発し、「食」を通しての家族の団らんや地域のふれあいを促進します。
乳幼児期からの食育の推進 (子育て支援課)	妊娠期から乳幼児期に実施している栄養相談や離乳食教室、乳幼児健康診査などを通じて、管理栄養士が健康管理や離乳食などの栄養指導を行います。 妊娠期から幼児期まで、食に関する継続した指導を行うことにより、望ましい食習慣が確立できるように支援します。
保育所・幼稚園・認定こども園における食育の推進 (子育て支援課)	保育所・幼稚園・認定こども園において食育計画の策定を行い、計画的な食育指導の実施、検証を推進します。 菜園活動を通して食育体験活動を行ったり、毎月19日を「味噌汁の日」(食育の日)として地場産の食材を利用したクッキングをするなどの取組を行います。 また、地域の子育て支援の拠点として講座や相談を通じて食育の啓発、指導を行います。
学校における食育の推進 (学校教育課)	毎月19日を「楽しく食べよう世羅のふるさと給食」(食育の日)とし、地域の食材を利用した給食の提供や、地場産の食材を利用した学習などを行います。 また、学校において、野菜や米づくりなどの菜園活動やPTA活動における調理実習、「給食だより」による啓発などを通じて、計画的に食育を推進します。

用語解説

* 共食：家族が一緒に食べる食事のこと

(2) 健診及び相談支援と母親の健康確保

子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産期における母親と子どもの健康を確保するための支援を行うとともに、育児不安の解消や虐待防止の観点から、情報提供体制や相談体制の充実を図ります。

また、子どもが健やかに成長できるよう支援を行うとともに、小児医療体制の確保に努めます。

項目	事業内容
妊婦健康診査 (子育て支援課)	妊婦健康診査補助券などを交付し、妊娠中からの母体の健康管理に努め、母性と子どもの健康づくりを推進します。 また、里帰り出産などにも対応できるよう県外での受診についても引き続き補助を行います。
妊娠中の相談・支援 (子育て支援課)	妊娠届出時やマタニティ教室の機会を利用した妊娠中の不安に対応する相談や家庭訪問により、育児不安の軽減を図ります。 また、父親の日常的な育児につながるよう、子どもの健康や子どもとのかかわり方、男女がともに育児を行うことの重要性などの啓発を行うとともに、両親学級などへ父親が参加しやすい体制づくりを進めます。 マタニティマークの普及など妊産婦に優しい環境づくりを推進します。
こんにちは赤ちゃん事業・乳児訪問 (子育て支援課)	保健師と保育所の相談員が連携し、出産後に家庭を訪問し、適切な指導や子育てに関する情報の提供、相談対応を行うことにより、子どもの健全な発育・成長を促します。その他、必要に応じて乳幼児の訪問も実施します。
乳幼児健康診査 (子育て支援課)	乳幼児の健康状態の管理や異常の早期発見・早期対応を図るために、3～4か月児、10～11か月児、1歳6か月児、3歳児に集団健康診査を実施し、保護者に適切な保健指導を行います。 また、各保育所の相談員との連携を強化し、健康診査未受診者への受診勧奨を図ります。
乳幼児健康診査後の相談支援 (子育て支援課)	乳幼児健康診査後の相談として、保護者の育児不安や子どもへの対応指導など、よりよい発達ができるよう支援し、発達支援が必要な乳幼児を対象に親子教室（療育支援事業：ゆったり会・赤ちゃん教室）を実施します。
母子保健に対する相談体制の充実 (子育て支援課)	母子保健も含め、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応して総合相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を検討します。
母子保健推進員の活動 (子育て支援課)	地域での身近な相談役として活動します。
定期予防接種・任意予防接種 (子育て支援課)	定期予防接種、任意予防接種を適切な時期に接種できるよう接種券の交付や接種勧奨を行います。

項目	事業内容
母親と子どもの健康を守るための禁煙・分煙の推進 (子育て支援課)	妊娠期の喫煙・受動喫煙の有害性への理解を促すため、妊娠期からの啓発を実施します。 母親と子どもの受動喫煙を防止するための取組を推進します。
小児の疾病対策 (健康保険課・子育て支援課)	公立世羅中央病院の小児科医と連携し、医療が受けやすい環境づくりに努めます。 また、保護者を対象とした講演会などを実施し、疾病時の対応や地域医療の重要性、医療の適正受診などについて啓発を行います。
医療体制の整備 (健康保険課・子育て支援課)	小児科の医師が配置されている公立世羅中央病院、関係機関と連携し、疾病予防事業を展開します。 また、公立世羅中央病院を拠点病院として位置づけ、小児医療機能の充実を図ります。 医療従事者（医師・看護師等）の恒常的な不足に対応するため、院内保育の整備を行うなど、仕事と家庭を両立できる働きやすい職場環境の整備を行うことにより、離職防止や再就業の促進を図り、安定的確保の依頼を継続します。
不妊治療支援事業 (子育て支援課)	県の制度を紹介し、最先端の不妊治療に関する相談や治療を受けられるよう支援します。 不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の負担の軽減と不妊治療が受けやすい環境を整備するため、県の不妊治療支援事業に加え、町においても不妊治療費の補助を継続して行います。

（3）思春期保健対策等の充実

性や喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及など、学童期・思春期における心身の健康の向上を図るための取組を推進します。

項目	事業内容
性に関する健全な意識の啓発 (子育て支援課)	各学校において、様々な教材を活用して性の保健指導を実施します。 町内の小・中・高等学校と連携し、性と健康に関する知識を身につけ、生命の尊さや家族の大切さを知り、将来の妊娠・出産・育児など親の役割について認識し、責任のある行動がとれる自立した子どもを育成します。 また、保護者に対しても啓発の機会を推進していきます。
喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する啓発 (健康保険課)	関係機関と連携し、喫煙・飲酒・薬物に関して、心身の機能への影響などについて正しい知識の普及を図ります。 また、未成年の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するための地域の環境づくりを推進します。

基本施策 1-2 ひとり親家庭等の自立支援

(1) 自立支援の充実

ひとり親家庭の就労支援や相談など、生活の安定と自立に向けた支援を行います。

項目	事業内容
就労支援の充実 (子育て支援課)	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給などの各種助成や就労に関する相談など、ひとり親家庭の就労を支援します。
自立を促進するための相談の充実 (子育て支援課)	ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、支援対象の家庭事情に応じた指導や相談を行います。
保育所への優先入所 (子育て支援課)	ひとり親家庭が自立し、生活の安定と向上を図るため、就業や求職活動、就業訓練などの理由により保育所の利用ができるよう、入所への配慮を行います。

(2) 経済的支援

ひとり親家庭の生活の安定を図るために、経済的支援を行います。

項目	事業内容
児童扶養手当 (子育て支援課)	母子家庭の母又は父子家庭の父の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障害のある児童を養育している家庭へ、手当を支給します。（所得制限あり）
ひとり親家庭等医療費支給事業 (子育て支援課)	年度末までに18歳になる年齢の児童がいるひとり親家庭などに対し、入院・通院した場合に受けた医療費の自己負担金の一部を支給します。（所得制限あり）
就学援助の実施 (学校教育課)	経済的に困窮している児童・生徒の保護者に対して、児童の学用品費、医療費、給食費等の就学に必要な費用の一部を援助します。



基本施策 1-3 障害児施策の充実

(1) 教育・保育の充実

障害のある子どもの社会的な自立を促進するため、個々の年齢や障害等の程度などに応じた教育・保育、専門的な療育を提供します。

項目	事業内容
障害児保育の充実 (子育て支援課)	各保育所、幼稚園、認定こども園で、障害の状況や発達に応じ集団保育が可能な児童を柔軟に受け入れます。 また、保護者や専門機関と連携し、その児童一人ひとりの発達に応じた保育環境を設定し、保育の充実を図ります。
療育支援事業 (子育て支援課)	発達や発育に心配のある就学前児童の発達特性に応じた早期の支援を行うため、保護者や関係機関と連携を図りながら親子教室（赤ちゃん教室、ゆったり会、ステップ教室）を開催します。
特別支援教育の充実 (学校教育課)	個のニーズに応じた特別支援教育を実施します。特別支援学校や医療機関等との連携、研修の充実を図りながら、教職員の専門知識を高めます。 また、通常学級の指導においても、特別支援教育の視点を取り入れるよう、研修を深めていきます。
障害児通所支援の充実 (福祉課)	心身等の発達に課題のある児童が、児童発達支援、保育所等訪問支援等により、適切な早期療育が受けられるよう、保護者への相談支援や関係機関との連携に努めます。また、通所に必要な経費の負担軽減を図るため、利用者負担金及び町外の交通費を助成します。 さらに、ライフステージに応じた療育支援が地域で受けられるよう町内における放課後等デイサービスの実施に向けて、体制整備を図ります。
就学相談の充実 (学校教育課)	早期から就学相談や情報提供を行うなど、就学に際しての相談体制を充実し、個のニーズに応じた教育上必要な支援を行います。
相談・情報提供の充実 (福祉課)	療育支援の必要性について十分な理解を促進するため、関係機関が連携を図り、保護者への相談や情報提供の充実を図ります。
放課後児童クラブにおける障害のある児童の受け入れの充実 (子育て支援課)	関係部署の連携とともに、指導員の専門性と質の向上を図り、保護者の就労支援として、児童の障害の状況に応じた受け入れ体制を整備します。

項目	事業内容
関係部署の連携 (福祉課)	保育、教育、保健、福祉等の関係部署が連携を図り、保育や教育、在宅支援、相談の充実など、乳幼児期から青少年期まで一貫した総合的な取組を推進します。 また、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブ等が主体的な取組が行えるよう、支援を行います。

(2) 相談・支援の充実

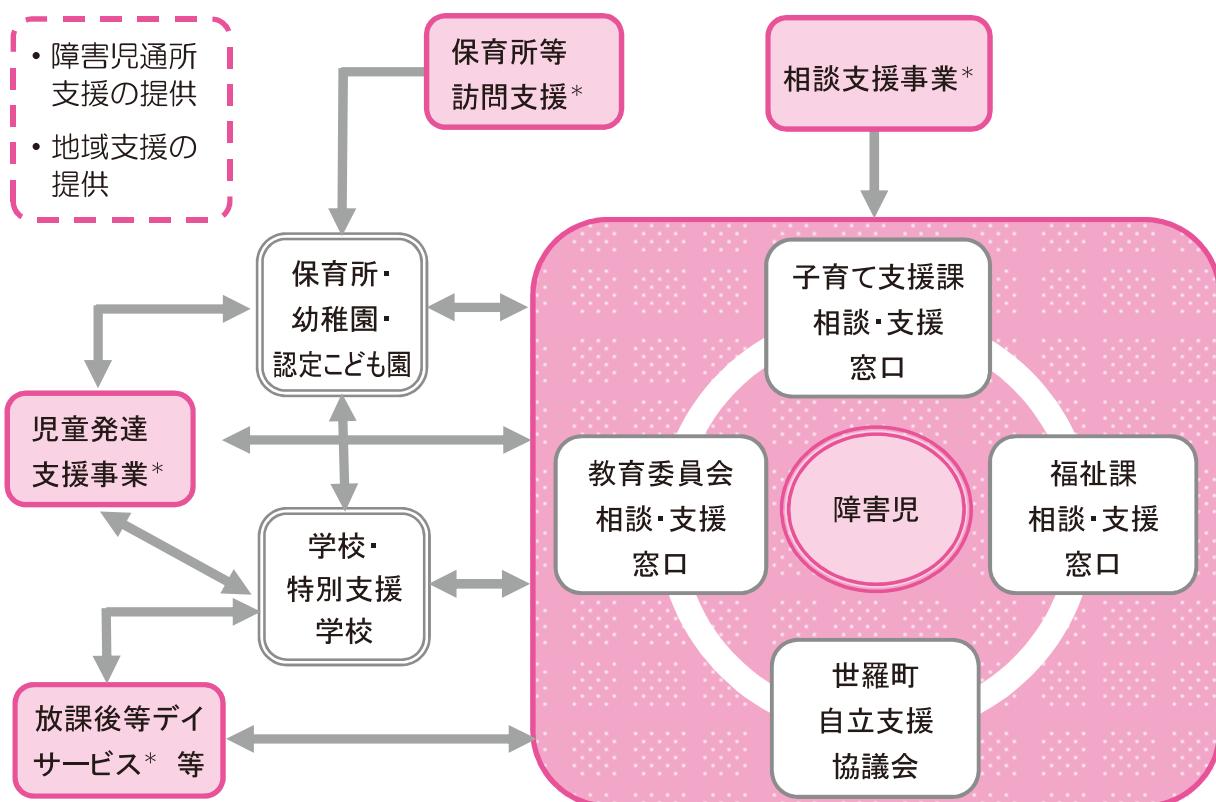
障害のある子どもなどに対する相談、指導、支援の充実を図り、介護者の負担軽減等に努めます。

項目	事業内容
障害児相談支援事業 (福祉課)	障害のある児童や家族からの各種相談に専門的に応じ、情報の提供、助言、障害福祉サービス利用援助などの必要な支援を行います。 ライフステージに対応した支援が円滑に行えるよう、サポートファイル*を活用した情報共有を進めます。
障害福祉サービスの充実 (福祉課)	障害児一人ひとりのニーズに応じ、日中一時支援事業、移動支援事業、居宅介護など多様なサービスが柔軟かつ複合的に利用できるよう、サービスの量及び質の確保を図ります。
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 (子育て支援課)	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、たん吸引器や吸入器などの日常生活用具の給付を行います。
軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業 (福祉課)	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。
障害児に関する理解の促進 (福祉課・学校教育課)	広報（「障害児・者支援つうしん」・ケーブルテレビ等）による啓発や研修会を行います。 各学校で福祉教育を推進するとともに、学校行事に地域住民の参加協力を呼びかけ、障害児とのふれあいを通して理解を深める取組を行います。 PTA 講演会を開催するなど、啓発を行います。

用語解説

- * サポートファイル：保護者が子どものプロフィールや医療機関や福祉機関で受けた治療や支援の内容などを記載し、関係機関に提示することで、子どもが乳幼児期、学齢期、青年・成人期の各ライフステージを通して一貫したよりよい支援が受けられるようにするためのもの。

【障害児発達支援体制のイメージ】



用語解説

- * 相談支援事業：障害がある人の福祉に関する様々な問題について、本人や家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の必要な支援を行うとともに、関係機関との連携調整など、必要な援助を行う事業。
- * 保育所等訪問支援：障害児以外の児童との集団生活への適応のため専門的知識を持つ者が通所通学先において、支援を行う事業。
- * 児童発達支援事業：療育支援が必要な未就学の児童に対して、児童の発達に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う通所訓練施設で行う事業。（世羅町では、「児童発達支援事業所すずらん」）
- * 放課後等デイサービス：生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進のために事業所において、就学している児童に対して療育支援を行う事業。

基本目標2 保護者等の主体的な子育てを支えるしくみづくり

基本施策2-1 子育て支援事業の充実

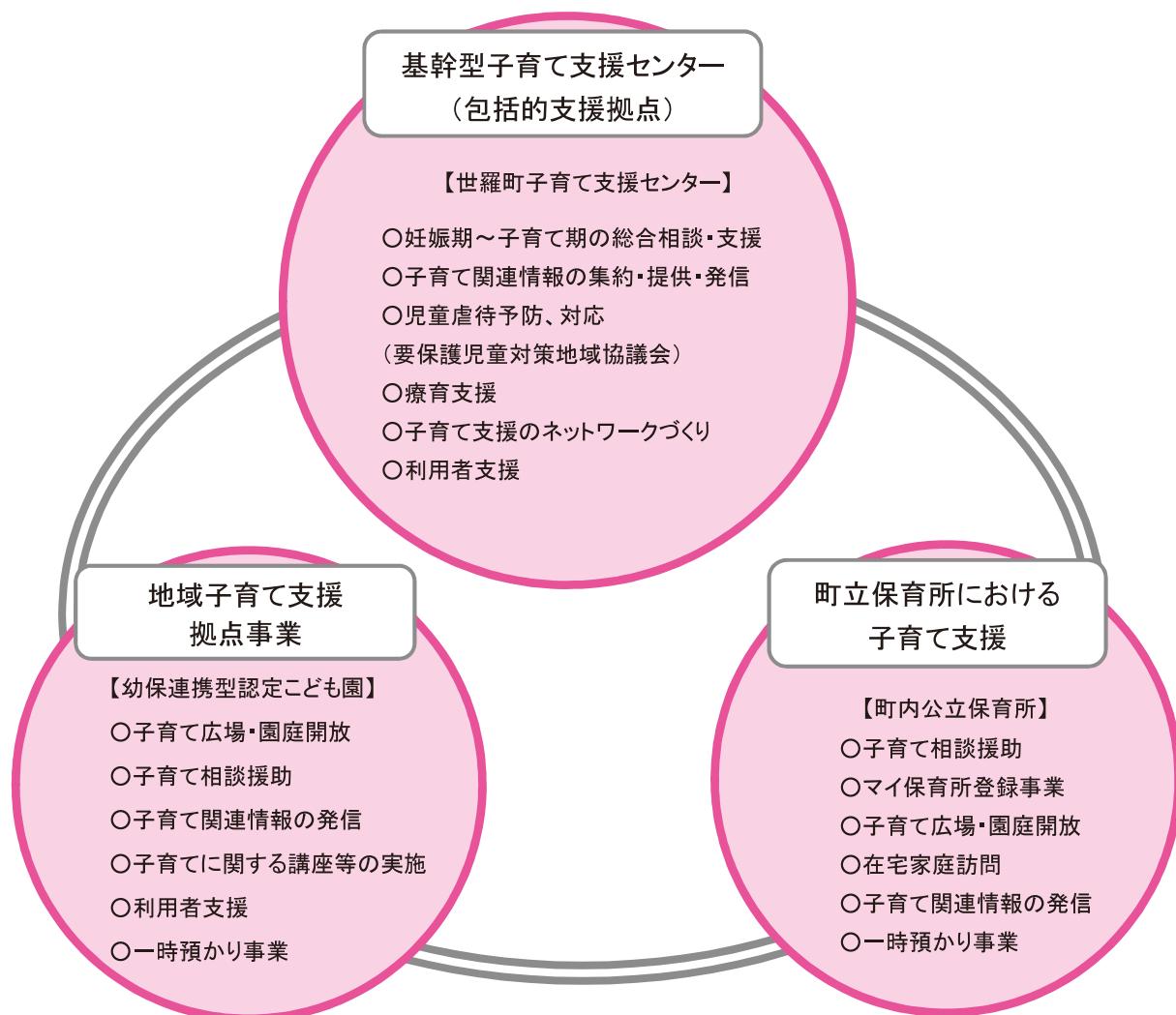
(1) 子育て支援サービスの充実

保護者のリフレッシュや緊急時の保育サービス、子育て中の親同士が交流する場や相談・情報提供の場の提供など、すべての子育て家庭を対象とした子育て支援の充実を図ります。

項目	事業内容
基幹型子育て支援センター (子育て支援課)	家庭や地域で子育てのできる環境の整備や、子育てを支援する基盤の形成を図るため、各保育所、幼稚園、認定こども園等、関係機関と連携し、総合的な子育て支援活動の調整や実施を行います。併せて、子育て関連情報の集約、提供、発信を行います。 将来的に、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を提供する、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を立ち上げ、切れ目のない総合的な支援体制の整備を図ります。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援課)	認定こども園において、子育て関連情報の提供や子育ての交流の場の提供と交流の促進のための子育て広場の開催、また子育て及び子育て支援に関する講習等を実施するなど、子育てに関する相談や子育てに不安のある家庭のサポートを行います。
保育所における子育て支援 (子育て支援課)	各保育所において週1回程度、子育て広場を開催し、地域と連携を図りながら、乳幼児に応じた遊びや活動を提供します。 また、子育ての情報提供や地域に出向いた在宅家庭への訪問、マイ保育所登録事業の実施など、身近な相談場所としての機能を併せ持つことにより、子育て不安の解消を図ります。
利用者支援事業 (子育て支援課)	子どもや子どもの保護者が、身近な場所で就学前の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、利用できるよう情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。
子育て講座の開催 (子育て支援課)	保護者・支援者を対象に基本的生活習慣の育成に関するこ や子育てに役立つこと、食育や遊びの体験を通しての研修など、ニーズに応じた子育て講座を開催します。
園庭開放 (子育て支援課)	定期的に教育・保育施設を開放し、在宅で子育てしている親子が安心していろいろな遊具で遊んだり、友だちと楽しく遊べる場を提供します。
一時預かり事業 (子育て支援課)	町内すべての教育・保育施設において、保護者の傷病や冠婚葬祭、リフレッシュ、その他急に用事ができた時に児童を預かるサービスを実施します。

項目	事業内容
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (子育て支援課)	提供会員により、依頼会員が必要な支援(預かり、送迎)を行います。 また、アドバイザー(社会福祉協議会)との連携を密にし、実働できる会員の拡大を図るとともに、会員の確保や資質の向上のための研修会、交流会の充実を図ります。
ブックスタート事業 (社会教育課)	赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくりとふれあうひとときを持つきっかけづくりを目的として、満1歳の誕生日に合わせて何種類かの絵本の中から好きな1冊の絵本の配布を実施します。今後、子どもの自発的読書活動を促すための展開を図ります。
セカンドブック事業 (社会教育課)	自発的な読書活動が行えるようになるタイミングとして、小学校1年生を対象に実施します。何種類かの本の中から好きな1冊を選んでもらい、年齢に合った本のリストとともに贈呈します。

【世羅町の子育て支援事業の基本体系図】



(2) 相談・情報提供体制の充実

子育てに関するあらゆる情報が、すべての子育て家庭に伝わる情報提供体制づくりを進めるとともに、気軽に相談できる場や様々な問題に適切に対応する相談体制の充実を図ります。

項目	事業内容
子育てに関する相談の充実（再掲） （子育て支援課）	基幹型子育て支援センターを様々な子育て相談に関する総合窓口として、いつでも相談できる体制を確保します。 将来的に、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を提供する、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を立ち上げ、切れ目のない総合的な支援体制の整備を図ります。
マイ保育所登録事業 （子育て支援課）	身近な相談場所として保育所へ登録することで、相談対応とともに、一時預かりの利用（3時間無料）や保育所見学、保育所体験、子育て教室への参加を促し、活用してもらうことで、子育て不安の軽減を図ります。 併せて、登録者に対するフォロー（面談等）を細かに実施します。
妊娠中の相談・支援（再掲） （子育て支援課）	妊娠届出時やマタニティ教室の機会を利用した妊娠中の不安に対応する相談や家庭訪問により、育児不安の軽減を図ります。 また、父親の日常的な育児につながるよう、子どもの健康や子どもとのかかわり方、男女がともに育児を行うことの重要性などの啓発を行うとともに、両親学級などへ父親が参加しやすい体制づくりを進めます。 マタニティマークの普及など妊産婦に優しい環境づくりを推進します。
乳幼児健康診査後の相談支援（再掲） （子育て支援課）	乳幼児健康診査後の相談として、保護者の育児不安や子どもへの対応指導など、よりよい発達ができるよう支援し、発達支援が必要な乳幼児を対象に親子教室（療育支援事業：ゆったり会・赤ちゃん教室）を実施します。
子育て情報の発信 （子育て支援課）	町の広報やケーブルテレビ、機関紙（せらっこ・らっこ）や子育てカレンダーを通じて、町内で行われる子育てに関するイベントや子育て広場の紹介、また子育てに関心を持ち、子育てに役立てられるような情報を紹介、提供します。 併せて、保育所や認定こども園の子育て広場と連携を図り、必要な人に必要な情報が届くよう、提供体制の充実を図ります。

項目	事業内容
携帯メールによる情報提供 (子育て支援課)	保護者が携帯メール(kids☆めるまが)に会員登録することにより、必要な情報が必要な時に配信できる仕組みを構築します。また、季節や行事等と連動した情報、啓発等を適宜配信していきます。
子育てガイドブックの発行 (子育て支援課)	初めての出産や子育てを経験する人、転入してきた人などの役に立つよう、世羅町の子育てに関する情報を網羅した冊子を発行します。

【マイ保育所登録事業の流れ】

マイ保育所登録事業

町内に設置されている保育所を、より身近な子育て支援の拠点とし、入所・入園までの子どもがいる家庭の育儿不安等の解消を目的に、“マイ保育所登録事業”を実施しています。



各保育所の子育て相談員が、一緒に子育てについて考えます。

(3) 経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに定住を促進するため、保育料や家賃の助成を行います。

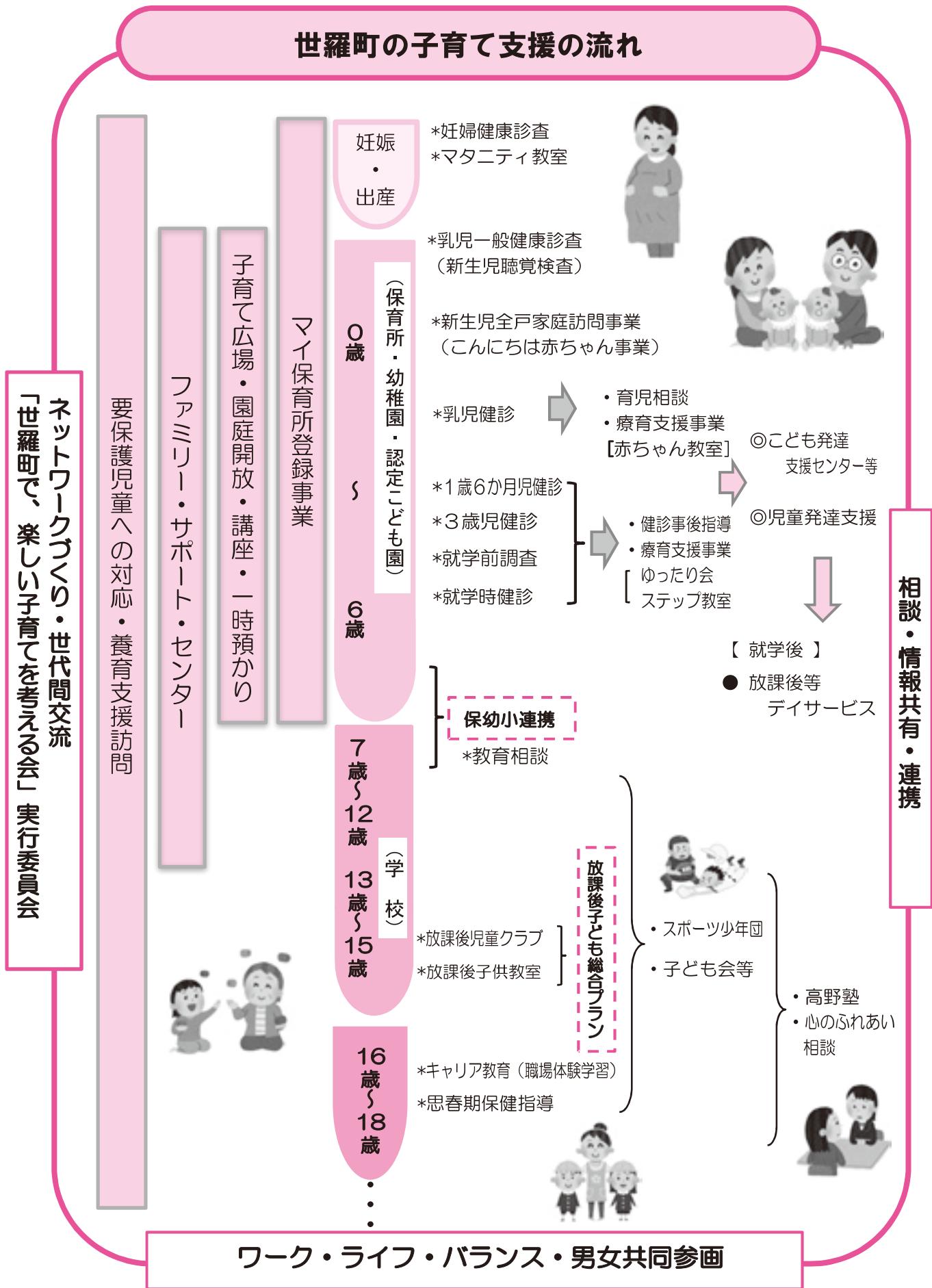
また、今後の国・県の動向を踏まえ、教育費や養育に要する費用、医療費の負担軽減を図るための助成を行うとともに、各種制度の周知を図ります。

項目	事業内容
保育料の軽減 (子育て支援課)	子育て家庭の経済的負担の軽減と定住の促進を目的として、保育所、幼稚園、認定こども園の保育料を軽減する経済的支援を実施します。
私立幼稚園就園奨励費 (学校教育課)	私立幼稚園に通園している園児の保護者を対象に、多くの子どもが幼児教育に恵まれるよう、制度に添って幼稚園の入園料及び保育料に対する補助金を交付します。（所得制限あり）
子育て家庭家賃補助事業 (子育て支援課)	町内の民間賃貸住宅に居住されており、対象要件をすべて満たしている子育て家庭に対し、家賃の一部、月額 10,000 円を上限として補助金を支給します。
児童手当 (子育て支援課)	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学生以下の児童を養育している方に手当を支給します。
就学援助の実施（再掲） (学校教育課)	経済的に困窮している児童・生徒の保護者に対して、児童の学用品費、医療費、給食費等の就学に必要な費用の一部を援助します。
児童扶養手当（再掲） (子育て支援課)	母子家庭の母又は父子家庭の父の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童、または 20 歳未満で一定の障害のある児童を養育している家庭へ、手当を支給します。（所得制限あり）
乳幼児医療費支給制度 (子育て支援課)	出生から就学前の乳幼児を養育している人へ、その乳幼児が入院・通院した場合に受けた、医療費の自己負担分の一部を支給します。（所得制限あり）
児童医療費支給制度 (子育て支援課)	小学校 1 年生から中学校 3 年生の児童を養育している人へ、その児童が入院・通院した場合に受けた、医療費の自己負担分の一部を支給します。
小児慢性特定疾病児童における医療費助成 (広島県東部保健所)	長期間医療費の負担が必要である小児の慢性特定疾病児童等の治療のための医療費の負担を軽減します。広島県の保健所が窓口となります。
軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業（再掲） (福祉課)	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

項目	事業内容
ひとり親家庭等医療費支給事業（再掲） （子育て支援課）	年度末までに18歳になる年齢の児童がいるひとり親家庭などに対し、入院・通院した場合に受けた医療費の自己負担金の一部を支給します。（所得制限あり）
自立支援医療（育成医療） （子育て支援課）	自立支援医療のひとつで、身体に障害を有するか、現存する疾患をそのまま放置すると将来障害を残すおそれのある18歳未満の児童を対象に、手術等の治療に必要な医療費の給付を行います。
未熟児養育医療制度 （子育て支援課）	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児であって、指定養育医療機関の医師が治療を必要と認めた場合、その治療に必要な医療費の給付を行います。
不妊治療支援事業 （再掲） （子育て支援課）	県の制度を紹介し、最先端の不妊治療に関する相談や治療を受けられるよう支援します。 不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の負担の軽減と不妊治療が受けやすい環境を整備するため、県の不妊治療支援事業に加え、町においても不妊治療費の補助を継続して行います。
任意予防接種の助成 （子育て支援課）	任意予防接種の助成を行い、感染症の予防に努めるとともに、経済的負担の軽減を図ります。
特別児童扶養手当 （福祉課）	身体、知的又は精神に重度または中度の障害のある20歳未満の児童を監護する保護者へ手当を支給します。（所得制限あり）
障害児福祉手当 （福祉課）	身体、知的又は精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳未満の人へ支給します。（所得制限あり）
児童発達支援事業等利用者負担金助成事業 （福祉課）	児童発達支援事業等を利用した人の利用者負担金の一部又は全部を助成します。（送迎費用、おやつ代等は含まない）
障害者等施設通所交通費助成事業 （福祉課）	町外の障害者施設等に通所している方に対し、通所に要した交通費の実費の三分の二を助成します。（助成限度額あり）



世羅町の子育て支援の流れ



基本施策2-2 親の子育て力の向上の支援

(1) 家庭教育支援の充実

子どもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てに関する情報提供や相談、学習機会や親子のふれあいの機会の提供の充実を図ります。

また、すべての事業において、就労する父親や母親が自主的に参加できるよう、参加しやすい曜日や時間など、実施体制を整備するとともに、講座や研修会への参加を促進するため、事業の周知を図ります。

項目	事業内容
子育て講座の開催（再掲） （子育て支援課）	保護者・支援者を対象に基本的生活習慣の育成に関するこ や子育てに役立つこと、食育や遊びの体験を通しての研修な ど、ニーズに応じた子育て講座を開催します。
家庭教育研修会の開催 （社会教育課）	家庭の教育力向上を図るため、家庭教育推進協議会を中心と して、小中学校PTA、保育所・幼稚園などの保護者会を対象 に年間15回以上の講座を開催します。
「親の力」を学びあう学習 プログラムの推進 （社会教育課）	ファシリテーター（進行役）のグループ「Pクラブせら」と 協力し、「親の力」を学びあう学習プログラムを活用した講座 の普及を図るとともに、新たなファシリテーターを養成しま す。

(2) 仲間づくり・サークル支援

子育てをする親同士や、子育て家庭と地域の人々がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。

項目	事業内容
子育て広場の開催 （子育て支援課）	子育て広場を開催し、子育てをする親同士がつながる場を提 供します。 また、広場相互の交流を実施します。
交流の場の提供 （子育て支援課）	子育て中の親子が気軽に交流でき、子育てについて親同士が 相談・解決できる、仲間づくりのきっかけとなるような交流の 場の提供に努めます。
サークル活動の支援・リーダーの育成 （子育て支援課）	保護者のニーズに沿い、自主的なサークル活動ができるよう 育成支援を図ります。
子育てに関するイベント 支援 （子育て支援課）	親子、家族、地域がつながり、ふれあえるような内容のイベ ントを、子育て中の保護者が中心となって企画・運営ができる よう、サポートを行います。

基本目標3 地域の子育て力向上への体制づくり

基本施策3-1 子育て支援のネットワークづくり

(1) 関係機関・団体等の連携体制づくり

子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

項目	事業内容
町内の子育て支援関係機関との連携 (子育て支援課)	基幹型子育て支援センターが中心となり、各保育所、幼稚園、認定こども園と連携会議を持ち、町全域での子育て支援の展開や、保育・基礎教育などの方法についての協議を行います。 併せて、要支援家庭への個別対応について関係機関との連携を図ります。
母子保健推進員との連携 (子育て支援課)	地域での子育てを支えるために、子育て環境や子育て状況を把握し、地域に根付いた子育て支援の輪を広げ、保育所の相談員との連携を深めていきます。地域ぐるみで楽しみながら育児ができる環境づくりを図ります。

(2) 子育て支援団体への支援

地域の子育て力の向上を図るために、地域で子育てを支援する団体の活動支援を行うとともに、子育て支援を担う人材育成を行います。

項目	事業内容
「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会への支援 (子育て支援課)	子育てをしている当事者や支援者が中心となって活動している団体である「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会が中心となって実施する育児講座や、地元企業の協賛を受け、子育てをしている保護者や地域全体を対象とした子育てイベントの企画運営を積極的に支援します。 また、町内にある子育て関連施設の利用促進を図るため、「子育て探検マップ」の改訂版発行に向け、支援を行います。
子育てを支援する人材の育成 (子育て支援課)	広島大学からのアドバイスや支援を受けながら、町内の子育て支援をする人材の育成を行います。 また、各地域やファミリー・サポート・センターなどにおいて子育て支援をする人材を育成し、地域の子育て力の向上を図ります。

(3) 地域の子育てを支援する意識の醸成

地域の子育て力の向上を図るため、地域全体が子育てを支援する意識の醸成を行います。

項目	事業内容
1歳の誕生日の紹介 (子育て支援課)	1歳の誕生日を迎える子どもをケーブルテレビで紹介し、町の子どもを地域みんなで育てる意識の向上を図ります。
世代間交流の実施 (子育て支援課)	各関係機関や地域の団体と連携を図り、乳幼児、小学生、中学生、高校生から保護者、そして祖父母世代が異世代で交流できる場の企画、運営を行い、子育てしやすいまちづくりを目指します。

基本施策3-2 子どもの人権を守る環境づくり

(1) 児童虐待の防止と地域の関係機関の連携

様々な事業の連携により養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど虐待を未然に防ぐための取組を推進するとともに、子育てに不安や負担感を持つ保護者が、気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。

項目	事業内容
世羅町要保護児童対策地域協議会の設置・運営 (子育て支援課)	要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を各関係機関と連携して行います。 また、情報に対して迅速に連携や対応することで、児童の安全確保に努めます。
子育て支援ネットワークづくりの推進 (子育て支援課)	基幹型子育て支援センターにおいて、児童虐待の通告窓口として対応を行い、各関係機関との連携を図り、必要に応じて個別ケース会議を開催します。 また、訪問・乳幼児健康診査・相談などの機会を通じて保護者と乳幼児の心身の状況を観察し、虐待が疑われる児童の早期発見に努め、早期の対応につなげるとともに、DV（配偶者等からの暴力）による子どもへの精神的なケアや、DV被害者の自立支援を行います。 さらに、社会状況に応じたテーマを検討し、講演会や研修会などを通じて、虐待予防の啓発を行います。

項目	事業内容
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校における予防 (子育て支援課)	朝の視診・身体測定・保護者との話の中で、児童虐待防止の観点から児童を観察し、虐待が疑われる児童の早期発見に努め、早期の対応につなげます。
養育支援訪問事業 (子育て支援課)	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、育児支援、栄養指導、家事等の援助、その他養育に関する指導及び助言を行うことにより、児童虐待等を未然に防止します。

(2) 子どもの貧困対策

貧困による格差の広がりから、子どもの教育や進学の機会を狭めたり、貧困が連鎖することがないよう、貧困家庭の自立を支援するとともに、子どもの学習支援などの取組を推進します。

項目	事業内容
生活の自立支援の充実 (子育て支援課・福祉課)	関係課や地域の関係機関と連携を図り、貧困家庭とその状況を把握し、必要な支援につなげるための体制を整備します。 また、貧困家庭の自立を促進するため、保護者の就労支援や各種制度の情報提供を行います。
子どもの学習支援の充実 (子育て支援課・福祉課・学校教育課)	国・県の事業を活用しながら、進路相談や学習支援、日常生活習慣や社会性の形成のための支援など、児童の状況に応じた指導に取り組みます。



基本施策3-3 子どもが安心して暮らせる環境づくり

(1) 子どもを事故から守る地域づくり

子どもを交通事故等から守るために、安全な道路環境の整備を進めるとともに、交通安全対策等や救命・救急等の習得に努めます。

項目	事業内容
交通安全教室等の実施 (総務課)	警察と連携のもと、交通安全教室を開催します。 また、体験型の啓発の重要性を踏まえ、内容の充実を図ります。
救命救急法の普及 (子育て支援課・学校教育課)	育児広場や母推研修等で、小児救急法の講習会を行います。 保育所・幼稚園・認定こども園及び小・中学校で、保護者対象の救命講習を継続して開催します。 また、教職員も継続して、普通救命講習を受講していきます。

(2) 子どもを犯罪から守る地域づくり

子どもを犯罪の被害から守るために、家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避できるよう防犯知識の周知を図ります。

項目	事業内容
防犯訓練事業 (子育て支援課・学校教育課)	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校に世羅警察署の職員を招き、防犯の話を聞いたり、訓練を行ったりする防犯教室を実施します。
青パトによるパトロール (総務課)	青パトは、各自治センターへ13台、総務課へ1台配置されています。安全安心パトロール員が時間帯により、登下校時の見守りや声掛けを行います。児童・生徒の防犯対策、交通監視など通学路での巡回を行います。
子ども110番の家 (学校教育課)	「子ども110番の家」の機能充実のために、設置の見直しを行うとともに、「子ども110番の家」に対する認知度の向上を図ります。
防犯ブザー等の配布 (総務課)	防犯組合と連携して、小学1年生に防犯ブザーを配布し、中学1年生には自転車盗難予防のためのワイヤーロックを配布し、防犯対策・意識の向上を図ります。

基本目標4 子どもの教育・保育環境づくり

基本施策4-1 就学前教育・保育の充実

(1) 就学前教育・保育の充実

乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに多様化する保育需要に対応し、就学前の教育・保育を安定的に提供できるよう、量の拡充、質的向上を図ります。

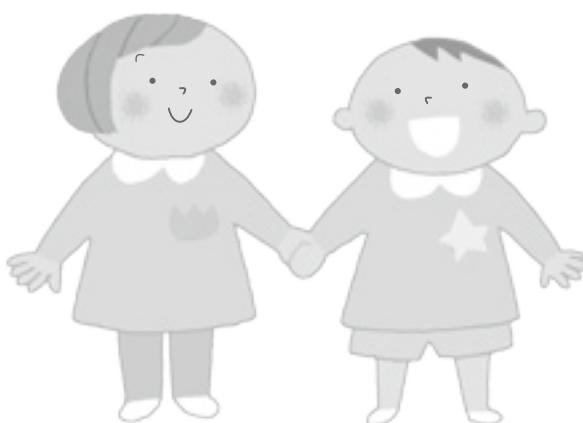
項目	事業内容
教育・保育の提供体制の充実 (子育て支援課)	子育て家庭のニーズに対応し、就学前の教育・保育の提供量の拡充を図ります。 具体的には、平成28年度に、認定こども園を2か所設置し、教育・保育の提供量の拡充を図ります。
認定こども園の普及 (子育て支援課)	認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行い、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられており、国においても、新たな設置や移行を行いやすくするなど、その普及のための施策が打ち出されています。 本町においては、平成28年度に2か所を設置するなど、今後も計画的に普及を推進します。
地域型保育事業の導入 (子育て支援課)	少人数の単位で、0歳から2歳を対象とする地域型保育事業の導入を図ります。 また、地域型保育事業を利用した3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園、保育所、認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設連携支援の充実を図ります。
利用者支援事業（再掲） (子育て支援課)	子どもや子どもの保護者が、身近な場所で就学前の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、利用できるよう情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。
コンシェルジュの育成 (子育て支援課)	保育を希望する保護者からの相談を受け、その世帯の希望や就労状況に合った保育サービス等（保・幼・一時預かり事業等）について情報を提供し、選択肢を提案する専門の相談員を育成します。
保育士・幼稚園教諭の研修の充実 (子育て支援課)	社会の情勢や保護者のニーズが多様化している中、職員が質の高い知識を持ち、より専門性を高めるため、幼稚園教諭や保育士等による合同研修や、特に配慮を必要とする子どもに関する職員の資質の向上を図るために研修などを実施するとともに、研修の充実を図ります。

項目	事業内容
保育所における教育力向上 (子育て支援課)	職員間の意思統一を図り保護者・各機関と連携し、一人ひとりを大切にする心を育てる保育に加えて、質の高い幼児教育力向上にむけた取組を推進します。 世羅の地域性や四季折々の自然を活かした保育を実施し、子どものしなやかな体づくりを図り、豊かな感性を育みます。
保育士の確保 (子育て支援課)	質の高い教育・保育を提供するため、人材登録を実施するなど、保育士の確保に努めます。
教育・保育の施設の充実 (子育て支援課)	子どもの安全に努め、計画的な施設の整備を行います。

(2) 保幼小連携の強化

幼児期の教育の質の向上を図るため、幼児期の教育と就学後の教育の連續性を踏まえ、保幼小連携の体制を整備します。

項目	事業内容
保幼小連携協議会 (学校教育課)	保育・教育の連續性を確保し、適切な就学を図るため、保幼小連携協議会を中心に連携を図り、各小学校と各保育所、幼稚園、認定こども園がともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法について共有します。 また、ともに研修を行い、共通認識、共通理解を促進します。
就学前調査の実施 (子育て支援課)	町内在住の5歳児の保護者を対象に調査を実施し、就学に向けての具体的な課題を明確にし、小学校入学後の学校生活をよりスムーズに行えるよう取り組みます。



基本施策 4-2 教育環境の充実

(1) 子どもの生きる力の育成

豊かな心を育むとともに確かな学力と体力を身につけ、子ども一人ひとりが自信と希望を持って自らの将来や社会を力強く切りひらいていけるよう、教育活動の充実を図ります。

項目	事業内容
学校での地域交流体験 (学校教育課)	学校で行う農業体験（田植え、稲刈）やホタル教室等の体験を各地区振興協議会の協力で実施します。 地域での情報交換を基に指導者を発掘し、活動の充実を図ります。
学校での体験的学習 (学校教育課)	農業体験、世代間交流、自然・歴史・文化の体験学習やキャリア教育などにより豊かな心を育てる教育を行います。
ふるさと学習 (学校教育課)	郷土の歴史や文化、郷土料理や特産品などの食文化、仏像や祭りなどの文化財等について学び、世羅の自然・歴史・文化を大切にする態度を育成します。

(2) 子どもが学ぶ地域づくり

すべての子どもが放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

項目	事業内容
子どもの体験活動事業の実施 (社会教育課)	すべての子どもの安全で健やかな成長のための居場所づくりとして、放課後子供教室や、歴史体験講座など体験活動を中心とした子ども向け事業を展開します。
子ども会の育成支援 (社会教育課)	いろいろな活動を通じて子どもたちが集まり、様々なイベントに参加することで、子どもの成長、社会性を図るために、子ども会の活動への支援を行います。
青少年育成町民会議 (企画課)	社会モラルの低下、地域連帯感の希薄等に伴う青少年の問題に対し、研修会などの実施や町広報などによる啓発を行います。
図書館支援事業の実施 (社会教育課)	物語の魅力にふれ、想像力を働かせる楽しさを知り、読書への関心を高めます。また、乳幼児期からの読み語りを行うことにより、親子のスキンシップの促進を図ります。 参加がきっかけとなり、その後の読書活動につながるような取組を強化します。

項目	事業内容
児童と高齢者の交流 (子育て支援課・学校教育課)	町内のボランティアグループと連携を図り、保育所や小学校の児童と、地域の高齢者のふれあい交流を行います。
スポーツ活動の推進 (社会教育課)	スポーツ少年団（野球、バスケットボール、バレー、剣道、空手、サッカーなど）や総合型地域スポーツクラブの活動への支援を行います。

（3）不登校児童・生徒への支援

学校をはじめ、地域の関係機関の連携のもと、いじめ、不登校、非行、ひきこもり等への対応など、子どもが健やかに成長することができる環境づくりを推進します。

項目	事業内容
家庭訪問・カウンセリングの実施 (学校教育課)	担任による家庭訪問や養護教諭のカウンセリングを通して、不登校児童・生徒のクラスへの復帰や別室登校に向けての支援を行います。 また、研修等により、教職員等の対応能力向上を図ります。
心のふれあい相談員の設置 (学校教育課)	不登校問題に主に携わる教育相談員を配置し、児童生徒のカウンセリングの実施、教職員及び保護者の教育活動の支援を実施します。
スクールカウンセラーの配置 (学校教育課)	県事業を活用して学校にスクールカウンセラー（非常勤）を配置し、児童・生徒へのカウンセリング及び教職員や保護者に対する助言・援助等を実施します。 教育相談員との連携を図り指導を推進します。
臨床心理士による教育相談 (学校教育課)	臨床心理士による教育相談を町内2会場で実施します。 毎月の実施に加えて、学校訪問などを設け、個のニーズに応じた教育相談の充実を図ります。
高野塾の設置 (学校教育課)	心の不安や悩みから学校に行けない児童・生徒を対象に自立や学校復帰のための集団指導や学習支援を行うことを目的に高野塾を設置しています。 教育相談員が、町内児童生徒、保護者を対象に電話相談や面接相談を実施します。



基本施策 4-3 若者の自立を支援する環境づくり

(1) 結婚、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発の推進

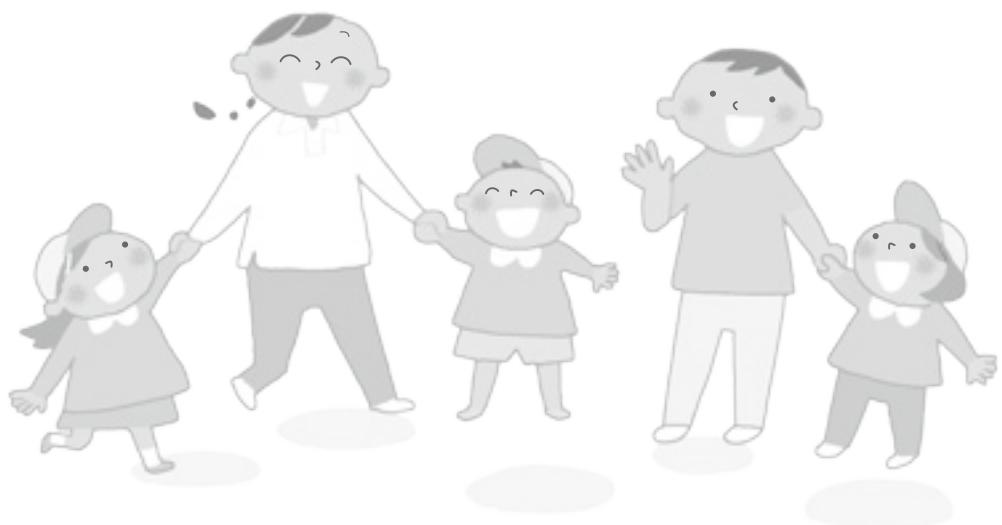
次代の親となる子どもが、結婚し男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭の大切さについて理解することができるよう、意識啓発を行うとともに、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

項目	事業内容
中学生が乳幼児とふれあう取組の推進 (子育て支援課)	中学2年生を対象として、せらゆめトライアル・ウィーク（職場体験学習）の中で、将来やりたい職業として保育士・幼稚園教諭を選んだ生徒たちに乳幼児とのふれあいの機会をつくります。 中学3年生を対象として、乳幼児とのふれあいを通して、命の尊さや子どもを生み育てることの大切さを考えることができるよう、手作りのおもちゃを使って保育所などで乳幼児とふれあう機会をつくります。
高校生インターンシップ (子育て支援課)	保育所（園）等への職場体験を通じて、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。
性に関する健全な意識の啓発（再掲） (子育て支援課)	各学校において、様々な教材を活用して性の保健指導を実施します。 町内の小・中・高等学校と連携し、性と健康に関する知識を身につけ、生命の尊さや家族の大切さを知り、将来の妊娠・出産・育児など親の役割について認識し、責任のある行動がとれる自立した子どもを育成します。 また、保護者に対しても啓発の機会を推進していきます。
結婚、家庭を持つことの意義を考える機会の提供 (子育て支援課)	次代を担う若者等が、自分が生まれてきたこと、結婚すること、家庭や子どもを持つことの意義や重要性についての理解を深めるとともに、社会全体で結婚を支援する気運の醸成を図る機会を提供します。
次世代育成の取組の推進 (子育て支援課)	「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会と協働し、広島大学と連携を図りながら、中学・高校・広島大学の学生と様々な年代の立場の人たちが集まり、子どもや保護者と関わることで「子ども」や「子育て」について関心を広げていくことができるよう、グループワークや託児ボランティア等の機会を設定し、次世代育成を推進します。

(2) 若者の自立や定住を支援する環境づくり

若者が、世羅町で暮らし、子どもを生み育てができるよう、将来の職業を自らの意思と責任で選択することができる環境づくりや定住対策など、自立を支援する取組を推進します。

項目	事業内容
キャリア教育の推進 (学校教育課)	体験活動（職場体験）や、ボランティア活動、ふれあい活動（地域の方との清掃活動、花植え等）等を通じて、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させ、将来の社会的自立、職業的自立の基盤となる資質、能力、態度を育てます。
定住対策の推進 (企画課)	農業後継者育成支援事業や起業支援事業、IT環境の整備など、若者が本町で暮らし続けられるよう、定住対策を推進します。



基本目標5 仕事と子育てを両立させる社会づくり

基本施策5-1 保育サービスの充実

(1) 多様な保育の充実

就学前の保育の量的拡充を図るとともに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応し、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、幼稚園における一時預かりなど、多様な保育サービスの充実を図ります。

項目	事業内容
保育の提供体制の充実 (子育て支援課)	子育て家庭のニーズに対応し、保育の提供量の拡充を図ります。具体的には、平成28年度に、認定こども園を2か所設置し、教育・保育の提供量の拡充を図ります。
地域型保育事業の導入 (再掲) (子育て支援課)	少人数の単位で、0歳から2歳を対象とする地域型保育事業の導入を図ります。 また、地域型保育事業を利用した3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園、保育所、認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設連携支援の充実を図ります。
延長保育の充実 (子育て支援課)	親の就労などの理由により家庭で保育ができない子どもを、通常の保育時間を超えて保育します。
幼稚園の一時預かり保育の実施 (子育て支援課)	親の就労などの理由により家庭で保育ができない子どもを、幼稚園において、通常の教育時間を超えて保育します。
病児・病後児保育の実施 (子育て支援課)	子どもが病気の治療中や、回復期にあり、集団保育ができない場合に、一時的に専用のスペースで保育します。 平成28年度より、認定こども園2か所で新たに実施します。
休日保育の実施 (子育て支援課)	保護者の就労に伴う、日曜日・祝日などの保育サービスに対応するため、他の事業と併せて実施に向けた検討を行います。

(2) 保育料の軽減

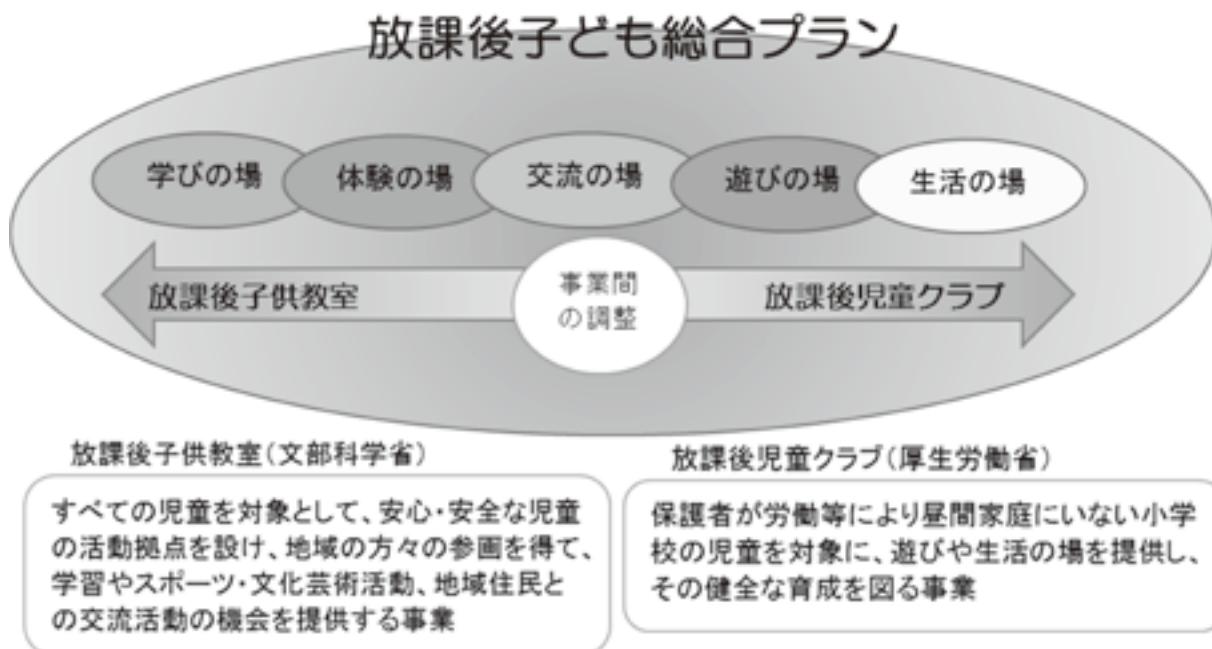
子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに子育てと仕事の両立を支援するため、保育料の助成を行います。

項目	事業内容
保育料の軽減(再掲) (子育て支援課)	子育て家庭の経済的負担の軽減と定住の促進を目的として、保育所、幼稚園、認定こども園の保育料を軽減する経済的支援を実施します。

(3) 放課後等の居場所の充実

全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるような居場所を確保するとともに、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的または連携して実施する放課後子ども総合プランによる事業を計画的に取り組みます。

項目	事業内容
放課後児童クラブの拡充 (子育て支援課)	すべての小学校区において、放課後児童クラブが実施できるよう施設等の整備及び確保を計画的に実施します。 高学年の利用ニーズを考慮し、順次提供量の拡充を図ります。 対象児童の学年については、平成27年度は小学校4年生まで拡大し、計画期間中に順次6年生まで拡大します。 併せて、放課後子供教室との連携による事業の推進を検討します。
放課後児童クラブの指導の質の向上 (子育て支援課)	指導内容の充実を図るとともに、研修の実施などにより、指導員の資質の向上を図ります。
放課後子供教室の充実 (社会教育課)	地域の住民等の協力を得ながら、すべての児童を対象に行っている体験活動や地域住民との交流活動等を、放課後児童クラブとの連携が図れるよう事業内容を検討します。
放課後子ども総合プラン (子育て支援課・社会教育課)	「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等の活用や町の教育部門と福祉部門との連携方策を検討し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室が一体的に実施できる環境整備を図ります。



基本施策5-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 働く場の環境整備

育児休業や看護休暇などの各種法制度の普及・定着や、子育てしやすい職業形態の導入など、事業主等に対して積極的な子育て支援への取組、職場意識の醸成を促します。また、出産・子育てのために離職した保護者への就労支援を推進します。

項目	事業内容
働きやすい職場づくりの促進 (企画課)	男女の固定的な役割分担意識を見直すとともに、女性が出産しても働き続けられる環境や子どもの病気の際に休暇が取りやすい環境など、仕事と子育ての両立を実現するため、職場全体の理解を深める啓発や事業主への働きかけを行い、子育てをする男女がともに働きやすい職場づくりを促進します。 また、育児休業や、看護休暇などの制度導入の促進、セクシャルハラスメント・マタニティハラスメントに対する制度の確立などについて啓発を行います。
女性の就労支援 (企画課・商工観光課)	女性の就職を支援するセミナーの実施や就職や職場環境に関する相談など、働く女性を応援する取組を推進します。

(2) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の推進

個人、事業主、地域など、社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。

項目	事業内容
ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発 (企画課・商工観光課)	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や合意形成を促進するため、労働者、事業主、地域住民等への意識啓発を図ります。
働き方の見直しについての意識啓発 (企画課・商工観光課)	父親・母親ともに職業生活優先の意識や固定的性別役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働きができるよう意識啓発を行います。
ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の情報提供 (企画課・商工観光課)	事業所のワーク・ライフ・バランスの好事例の紹介など、国や県と連携した情報発信を行います。

(3) 男女共同参画社会の実現

家庭において男女がともに育児や家事の責任を担い、協力しあえるよう、男女共同参画の推進についての意識啓発を図ります。

項目	事業内容
男女共同参画社会づくり (企画課)	一人ひとりの個性を大切にした男女共同参画の考え方の啓発に努め、あらゆる分野への女性の参画を目指した環境づくりを推進します。
家庭での育児分担の啓発 (企画課)	家庭において、男女がともに協力しあい、育児や家事を行えるよう、家事・育児等は家族全員の責任であるという意識や、男女がともに子育てを行うことの重要性に関する啓発を行います。 また、学生等、若い世代が、早い段階から男性の育児参画について理解を深めるための機会を提供します。



第6章 量の見込みと確保の内容



せら坊©世羅町

第6章 量の見込みと確保の内容

1 提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件など地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本町においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、町全域（1区域）を教育・保育提供区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

■教育・保育施設、地域型保育事業

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、保育所（園）、幼稚園、認定こども園及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化され、その支援により運営されます。

■施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小規模保育等の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われます。

3つの認定区分（小学校就学前の子ども）	利用できる施設・事業
1号認定子ども（教育標準時間認定） 満3歳以上で、教育を希望する子ども	幼稚園
	認定こども園
2号認定子ども（満3歳以上保育認定） 満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当する保育を希望する子ども	保育所（園）
	認定こども園
3号認定子ども（満3歳未満保育認定） 満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当する保育を希望する子ども	保育所（園）
	認定こども園
	地域型保育 (小規模保育等)

就学前の児童を対象とし、幼児期の教育・保育を提供します。

現状 平成 26 年 4 月 1 日現在

		施設数	利用者数
認可保育所	公立	5か所	208 人
	私立	1か所	127 人
	計	6か所	335 人
幼稚園	私立	2か所	113 人

確保方策

- 平成 28 年に、町立こうざん保育所が閉所し、新たに民間の幼保連携型認定こども園 1 か所を新設します。
- 平成 28 年に、幼稚園 1 か所が保育所機能を増築し、幼保連携型認定こども園に移行します。

【量の見込みと確保の内容/認定区分別】

(単位：人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		
1号 (3~5歳教育)	①量の見込み		1号	2号 幼稚園 利用								
	55	44	54	43	52	42	52	42	51	40		
	②確保の内容		200		161		161		161		161	
	特定教育・保育施設		200		161		161		161		161	
	地域型保育事業		0		0		0		0		0	
達成状況(②-①)		101		64		67		67		70		
2号 (3~5歳保育)	①量の見込み		239		233		228		228		220	
	②確保の内容		237		282		282		282		282	
	特定教育・保育施設		237		282		282		282		282	
	地域型保育事業		0		0		0		0		0	
	達成状況(②-①)		▲2		49		54		54		62	
3号 (0~2歳保育)	①量の見込み		0 歳	1~2 歳								
	30	152	29	149	27	143	26	136	25	131		
	②確保の内容		9	119	27	140	27	140	27	140	30	140
	特定教育・保育施設		9	119	27	140	27	140	27	140	30	140
	地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
達成状況(②-①)		▲21	▲33	▲2	▲9	0	▲3	1	4	5	9	
保育利用率*		59.9%		60.3%		60.3%		59.8%		60.0%		

* 保育利用率：3 号の確保の内容（利用定員）の児童数に占める割合

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの「量の見込み」と対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

(1) 利用者支援事業

子どもや子どもの保護者が、学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。

現状

平成27年度より新たに実施する事業であり、これまでの実績はありませんが、これまでも、地域子育て支援拠点事業の一部として保育所等への入所に関する相談や、各種事業の情報提供やあっせんを実施しています。

- 確保方策** ● 地域子育て支援拠点事業において、実施します。

【利用者支援事業の見込み量及び確保方策】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	箇所数	2	3	3	3	3
②確保の内容	箇所数	2	3	3	3	3
②-①	箇所数	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

教育・保育施設など地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の保護者が交流をする場所の提供や、子育てに関する相談、情報提供、助言などを行います。

現状

平成25年度	箇所数	延利用者数
地域子育て支援拠点事業	2か所	192人

- 確保方策** ● 平成28年度の認定こども園の新設に併せ、地域子育て支援拠点を開設し、合計3か所の拠点において子育て支援の充実を図ります。

【地域子育て支援拠点事業の見込み量及び確保方策】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	利用延児童数/月	544	528	505	485	466
②確保の内容	箇所数	2	3	3	3	3
	利用延児童数/月	544	528	505	485	466
②-①	利用延児童数/月	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図るため、健康状態の把握や必要な検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要に応じた医学的な検査を医療機関において実施します。

現状

平成 25 年度	妊娠届出数	延回数
妊婦健康診査	127	1,327

- 確保方策** ●すべての妊婦に対し実施します。

[実施場所] 医療機関

[検査項目] 妊婦一般健康診査：14回

血液検査（H T L V-I 抗体検査他）：1回

クラミジア検査：1回

子宮頸がん検査：1回

妊婦歯科検診：1回

【妊婦健康診査の見込み量及び確保方策】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	妊娠届出数 (見込み)	109	101	94	87
②確保の内容	受診延回数/年	1,226	1,136	1,058	979

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。

現状

平成 25 年度	訪問児童数	訪問率
乳児家庭全戸訪問事業	106	100%

- 確保方策** ●生後4か月までの子どもがいる家庭すべてに対し実施します。

【乳児家庭全戸訪問事業の見込み量及び確保方策】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	訪問件数/年	94	90	85	83
②確保の内容	訪問件数/年	94	90	85	83
	訪問率	100%	100%	100%	100%
②-①	訪問件数/年	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、または虐待のおそれのある家庭など養育支援が必要である家庭に対して、保健師・保育士・ヘルパー等の専門員がその居宅を訪問し、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

現状

平成 25 年度	訪問延児童数
養育支援訪問事業	24

確保方策

- 基幹型子育て支援センターが中核となり、養育支援が必要な家庭に対し、保健師、保育士、ヘルパーなどを派遣し、実施します。

【養育支援訪問事業の見込み量及び確保方策】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	訪問延件数/年	20	20	20	20	20
②確保の内容	訪問延件数/年	20	20	20	20	20
②-①	訪問延件数/年	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

現状

本町では事業を実施している施設・事業所はありません。

確保方策

- 利用希望に応じて、近隣の児童養護施設等と委託契約を締結し、対応します。

【子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の見込み量及び確保方策】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②確保の内容	利用延人数/年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0



(7) 子育て援助活動支援事業〈ファミリー・サポート・センター事業（就学児童）〉
育児の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことが可能な人（提供会員）が、それぞれ助け合う事業において、就学児童の放課後等の子育てをサポートします。

現状

平成 25 年度	箇所数	延利用者数
子育て援助活動支援事業	1 か所	0 人

確保方策

- 今後、必要に応じて、提供会員の体制及び研修の充実を図り対応します。

【子育て援助活動支援事業の見込み量及び確保方策】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用延人数/年	0	0	0	0
②確保の内容	利用延人数/年	0	0	0	0
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

在園児の保護者が病気や介護などのために子どもの保育が一時的に困難となった場合やリフレッシュを希望する場合などに幼稚園で一時的に保育を行います。

また、保護者の就労のために教育標準時間を超えた時間の保育を行います。

現状

平成 25 年度	箇所数
幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業	1 か所

確保方策

- 各園において、人的確保を働きかけます。（日常的な預かりが必要な子どもは、保育認定として利用が可能となるため、幼稚園における一時預かり事業の見込みは減少することが予測されます。）

【一時預かり事業（幼稚園在園児）の見込み量及び確保方策】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用延人数/年	11,921	11,603	11,356	11,356
②確保の内容	利用延人数/年	11,921	11,603	11,356	11,356
	箇所数	2	2	2	2
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0

② 一時預かり事業〈保育所（園）・拠点施設における一時預かり事業、トワイライトステイ事業、ファミリー・サポート・センター事業〉

保護者が病気や介護などのために子どもの保育が一時的に困難となった場合やリフレッシュを希望する場合などに保育所や認定こども園、子育て支援拠点施設、ファミリー・サポート・センターなどで一時的に保育を行います。

現状

平成 25 年度	箇所数	延利用者数
保育所（園）における一時預かり	6 か所	1,329 人
ファミリー・サポート・センター	1 か所	362 人
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	0 か所	0 人

確保方策

- 現在も利用希望者の受け入れは確保できており、今後も希望があれば全員の受け入れを行います。平成 28 年度の認定こども園の開設により拡充を図ります。
- 曜日・祝日等の利用は、これまで通りファミリー・サポート・センター事業の活用を継続し、利用動向に沿った対応を検討します。

【一時預かり事業の見込み量及び確保方策（保育所（園）・拠点施設における確保）】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用延人数/年	1,504	1,461	1,411	1,380
②確保の内容	利用延人数/年	1,504	1,461	1,411	1,380
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0

(9) 病児保育事業

病気の治療中、回復期にあり、集団での保育が困難な子どもについて、専用のスペースにおいて、看護師などが一時的に保育する事業を実施します。

現状

本町では実施していません。

確保方策

- 平成 28 年度に開設予定の認定こども園で実施を見込んでいます。

【病児保育事業の見込み量及び確保方策】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用延人数/年	483	470	455	447
②確保の内容	利用延人数/年	0	500	500	500
	箇所数	0	2	2	2
②-①	利用延人数/年	▲483	30	45	53
					70

（10）延長保育事業

保護者の多様な就労形態や長時間の通勤等に伴い通常の保育時間を超えて、保育を行います。

現状

平成 25 年度	延利用者数
延長保育事業	35 人

確保方策

- 職員の勤務体制を整備し、延長保育に対応する保育士を確保し、受け入れを行います。

【延長保育事業の見込み量及び確保方策】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用実人数	30	29	28	28
②確保の内容	利用実人数	30	29	28	27
②-①	利用実人数	0	0	0	0



(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労などにより専門家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後や土曜日、長期休業中に小学校の余裕教室などをを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

現状

平成 25 年度	箇所数	延利用者数
放課後児童健全育成事業	3 か所	108 人

確保方策

- 平成 27 年度から利用状況を踏まえ、計画的に施設の増改築や実施場所の増加を図り、4 年生から順次受入学年を拡大していきます。

【放課後児童健全育成事業の見込み量及び確保方策】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用実人数	180	177	175	170
②確保の内容	利用実人数	145	175	175	190
	甲山(せらひがし)小	40	50	50	50
	せらひがし小	-	-	-	15
	世羅小	80	100	100	100
	せらにし小	25	25	25	25
②-①	利用実人数	▲35	▲2	0	20
					24

放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進します。

- 平成 31 年度までに、各小学校区において放課後子供教室を実施します。
- 平成 31 年度までに、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室を 1 か所で実施することを目標とします。
- 共通プログラムの企画・実施に際し、放課後児童クラブの指導員は、放課後児童クラブ所属児童が、安心・安全にプログラムに参加ができるように、放課後子供教室のコーディネーターに協力します。
- 放課後子供教室と放課後児童クラブは、それぞれの研修会開催にあたって双方が参加、交流できるよう努め、資質の向上並びに意識の共有化を図ります。
- 放課後活動の実施にあたっては、必要に応じて責任体制を文書化するなど明確化します。
- 関係機関が連携し、総合的な放課後対策について協議を行います。

（12）実費徴収に係る補足給付を伴う事業

保護者の所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事等への参加に要する費用などを助成する事業です。

現状

新規事業であり、これまでの実績はありません。

確保方策

- 現時点では実施の予定はありませんが、国の制度を活用した補助を実施するよう検討します。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関して、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置や運営を促進します。

現状

新規事業であり、これまでの実績はありません。

確保方策

- 民間事業者により計画的に施設整備を行うこととし、教育・保育の需給バランスを勘案して必要な措置を講じます。



4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況などによらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新設や幼稚園・保育所からの移行が促進されています。

本町では、認定こども園について、既存の幼稚園等からの移行などについて、利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえ、計画的に促進します。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が重要であるため、幼稚園教諭や保育士等による合同研修や特に配慮を要する子どもに関わる職員への研修など、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上の支援に努めます。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携の推進

地域型保育事業を利用した3歳未満の子どもが、満3歳以降も保育所、幼稚園、認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設の連携支援の充実を図ります。

(4) 認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携の推進

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校と認定こども園、幼稚園、保育所等がともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての情報を共有し、理解を深めることが重要です。

保幼小連携協議会を中心に連携を図り、各小学校と各認定こども園、幼稚園、保育所がともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法について共有します。

また、ともに研修を行い、共通認識、共通理解を促進します。

第7章 計画の推進



せら坊©世羅町

第7章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進にあたり、庁内の関係課が連携を図り進捗状況を管理するとともに、必要な内部調整を図り、総合的な推進を目指します。

また、5年間の計画期間の中で、子育て支援の施策を計画的に推進するため、町の財政状況を踏まえ、各施策の調整を図るとともに優先順位や実施の時期を明確にして取り組みます。

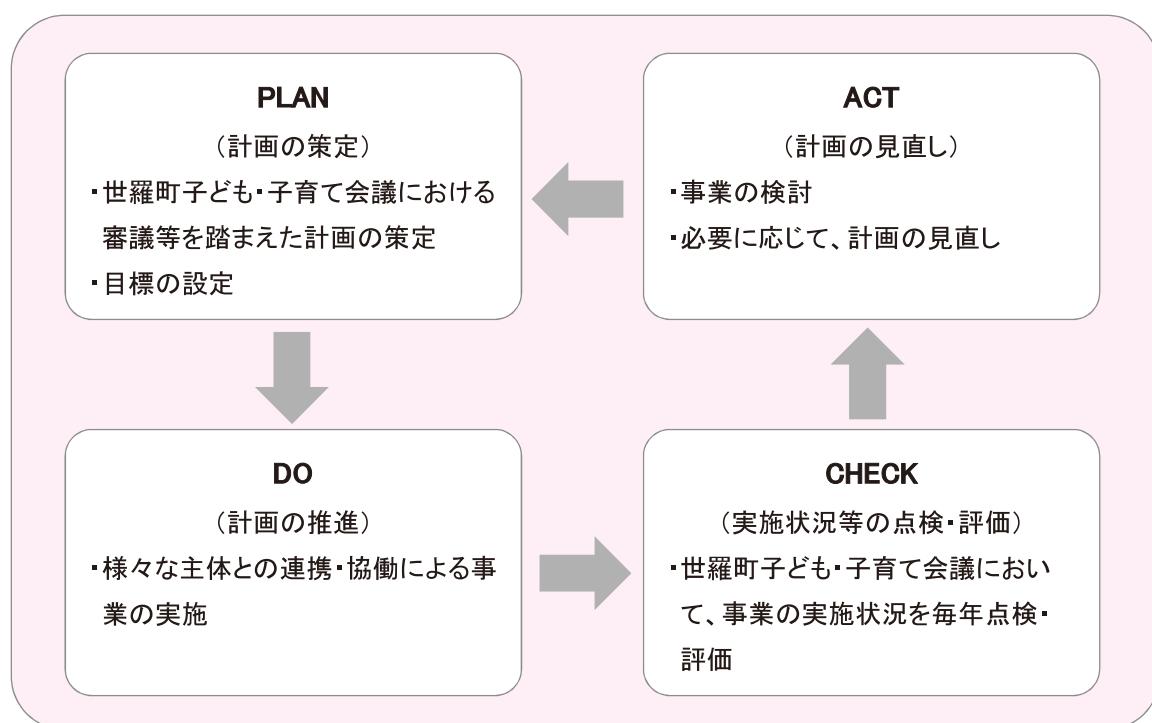
さらに、子ども・子育て支援の関係者や住民から構成される「世羅町子ども・子育て会議」により、年度ごとの事業進捗状況の検証等を行い、事業の改善につなげます。

2 計画推進に向けた地域一体となった取組

本計画は、子どもの成長、子育てへの支援及び次代の親の育成のための総合的計画であるため、家庭や地域、学校、保育所、幼稚園、認定こども園、事業所など地域の関係機関、関連団体などと連携を図り協働により推進していきます。

また、計画の進行状況について、保護者をはじめ住民への情報の周知を図り、広く住民の理解と協力を得るとともに、評価を受ける体制をつくり、施策の推進に反映させます。

【P D C A サイクル】



資 料



せら坊©世羅町

資料

1 世羅町子ども・子育て会議

平成25年9月9日 条例第24号

世羅町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、世羅町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

- 第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

- 第7条 子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

（報酬及び費用弁償）

- 第8条 町は、委員に対し、世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年世羅町条例第36号）の定めるところにより報酬を支給する。

（意見等の聴取）

- 第9条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（秘密の保持）

- 第10条 子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

- 第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

（世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年世羅町条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

世羅町子ども・子育て会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、世羅町子ども・子育て会議「以下「子育て会議」という。」の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 子育て会議は公開とする。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は、子育て会議に限り非公開とする。

(1) 世羅町情報公開条例（平成16年世羅町条例第9号）第5条各号に該当すると認められる事項の調査及び審議をするとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき。

2 会議の傍聴を希望する者は、子ども・子育て会議傍聴申請書に記入し、委員長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 委員長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。

4 委員長は、傍聴者のつぎの各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。

(1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき

(2) 許可なく、写真又はビデオによる撮影、録音をするとき

(3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従って速やかに退場しないとき

(4) 前3項に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、委員長が指示する事項に従わないとき

(会議録の調製)

第3条 委員長は、会議録を調製し、つぎに掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議の要旨

(4) その他会議において必要と認めた事項

(アドバイザーの設置)

第4条 委員長は、会議の運営支援及び情報収集等のために委員とは別にアドバイザーを置き、子育て会議への出席を求めることができる。

2 アドバイザーは委員長が指名する。

3 アドバイザーの報酬は、世羅町の規定に基づいて支払うものとする。

（ワーキングチームの設置）

第5条 子育て会議は、計画の策定及び会議の進行を円滑に進めるため、子育て会議とは別に庁内（企画部門・教育部門・福祉部門・児童部門）の職員で構成するワーキングチームを設置することができる。

2 ワーキングチームのメンバーは別表に定めるところによる。

（庶務）

第6条 子育て会議及びワーキングチームの庶務は、子育て支援課において処理する。

（秘密の保持）

第7条 子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成25年11月1日から施行する。

別表（第5条関係）

企画部門	企画課企画開発関係職員
教育部門	教育委員会学校教育課学校教育関係職員
福祉部門	福祉課障害者支援関係職員
児童福祉部門	子育て支援課子育て支援関係職員
その他	町が指定する計画策定業務受託業者

世羅町子ども・子育て会議委員名簿

	選 出 団 体		氏 名	備考
1	町立保育所保護者	こうざん保育所 保護者会	代表 吉口 智子	
2	町立保育所保護者	にしおおた保育所おおみ分園 保護者会	代表 光元 瑞穂	
3	町立保育所保護者	せらにし保育所 保護者会	代表 森本 淳子	
4	小学校保護者	世羅郡P T A連合会	会長 山田 瞳浩	副委員長
5	子育てサークル代表者	「世羅町で、楽しい子育て を考える会」実行委員会	会長 徳光 紗代	
6	世羅町保育連盟	こうざん保育所	所長 日崎 秀美	
7	私立保育園（幼稚園） 長代表	世羅幼稚園	園長 山本 聰美	
8	認定こども園代表	世羅めぐみ認定こども園	園長 明智 久美江	
9	学校長代表	世羅町立世羅小学校	校長 新庄 譲児	
10	障害福祉	児童発達支援事業所 すずらん	所長 松浦 ゆう子	
11	世羅郡医師会	医療法人社団 濱尾医院	院長 濱尾 泰樹	
12	世羅町民生委員児童委 員協議会	主任児童委員	見藤 宣晃	
13	母子保健推進員	母子保健推進員	会長 林 幸江	
14	社会福祉協議会	世羅町社会福祉協議会	則末 勝志	
15	学識経験者	世羅町男女共同参画 推進協議会	米重 典子	委員長
16	行政関係	世羅町教育委員会 学校教育課	課長 為保 博夫	
17	行政関係	福祉課	課長 生田 隆	

世羅町子ども・子育て会議アドバイザー

広島大学大学院教育学研究科	教授	七木田 敦
---------------	----	-------

世羅町子ども・子育て会議庁内ワーキングチーム名簿

部 門	所 属	氏 名
企画部門	企画課企画開発係	正田 一志
教育部門	学校教育課学校教育係	藤井 裕子
福祉部門	福祉課障害者支援係	渡辺 明美
児童福祉部門	子育て支援課長	岡谷 薫
	子育て支援センター	宮本 明美
		釣井 幸代
	子育て支援係	山崎 理恵
		國藤 澄江
		是竹 美代子
		沖田 和之

2 計画策定の経過

【平成 25 年度】

年 月 日	内 容
平成 25 年 11 月 25 日	第1回子ども・子育て会議の開催 委嘱状の交付 委員長・副委員長の選出 ・子ども・子育て会議の議事及び運営等について ・子ども・子育て支援新制度の概要説明 ・世羅町子ども・子育て会議について ・子どもを取り巻く現状等について (講師:広島大学大学院教育学研究科 七木田 敦教授) ・世羅町子ども・子育て支援事業計画策定について ・アンケート調査の内容検討について ・今後のスケジュール等について
平成 25 年 12 月 9 日 ～12 月 18 日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
平成 26 年 2 月 13 日	第2回子ども・子育て会議の開催 ・世羅町子ども・子育て支援に関する調査票の回収状況及び中間報告 ・世羅町の子育て支援の現状について ・グループ討議(世羅町における子育て支援の現状について)
平成 26 年 3 月 26 日	第3回子ども・子育て会議の開催 ・世羅町子ども・子育て支援に関する調査最終結果報告及び分析 (小学生、就学前地区別結果) ・国の子ども・子育て会議における経過等について (講師:広島大学大学院教育学研究科 七木田 敦教授) ・グループワーク(世羅町における今後の子育て支援について)

【子ども・子育て会議の様子】



【平成 26 年度】

年月日	内 容
平成 26 年 4 月 24 日	<p>第4回子ども・子育て会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て新制度の概要について ・世羅町子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について ・計画の基本理念(案)とキャッチフレーズ検討 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">世羅町子ども・子育て支援事業計画キャッチフレーズ 「つながりあい・笑顔あふれる・せらの子育て」</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定における基本視点及び基本目標と施策の展開(案)検討 ・提供区域の設定と量の見込みの考え方について ・平成 26 年度のスケジュール
平成 26 年 6 月 26 日	<p>第5回子ども・子育て会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育・保育提供区域」の設定について ・「保育の必要性の認定」における「保育短時間」の就労時間の下限設定 ・子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について (「就学前教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」) ・その他 (こうざん保育所建替えに係る進捗状況報告)
平成 26 年 8 月 29 日	<p>第6回子ども・子育て会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「確保方策」の検討について ・「次世代育成支援対策後期行動計画」の取組と評価 ・「世羅町子ども・子育て支援事業計画」の素案検討 ・子ども・子育て新制度に係る条例(案)について(資料4~6) ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ① (仮称)こうざん認定こども園設置運営事業者募集に係る進捗状況等 ② 今後のスケジュール ③ 子ども・子育て支援新制度における利用調整について
平成 26 年 11 月 5 日	<p>第7回子ども・子育て会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要性の認定について ・保育料・定員に係る考え方について ・「子ども・子育て支援事業計画」の素案検討 <ul style="list-style-type: none"> ① 子ども・子育て支援事業計画の考え方について(再確認) ② 素案の検討 ③ 確保方策の修正について

年 月 日	内 容
平成 26 年 12 月 25 日 ～ 平成 27 年 1 月 21 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 1 月 23 日	第8回子ども・子育て会議の開催 ・「子ども・子育て支援事業計画」の素案検討 施策の展開ごとの変更・修正箇所の説明 ・平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)
平成 27 年 3 月 26 日	第9回子ども・子育て会議の開催 ・「子ども・子育て支援事業計画」の素案最終確認

世羅町子ども・子育て支援事業計画

発行年月日 平成 27 年 3 月

発 行 世羅町

編 集 世羅町 子育て支援課

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字本郷 947 番地
TEL:0847-25-0295 FAX:0847-25-0070

